

「自助努力が不十分な国への援助」

加藤 篤 史

1. はじめに

本稿を始めるに当たって、援助の功罪を議論するための良し悪しの基準を設定しなければならないであろう。援助によって支援することが求められる援助受入国の政策目標は多様である。代表的なものだけでも、すぐに経済発展、貧困の削減、不平等の改善、緊急支援、ベーシック・ヒューマン・ニーズの充足、マイノリティー（女性や少数民族など）の状況改善、環境の維持などいくつかの目標を挙げることができる。これらの目標の間にはトレードオフが存在することも知られており、援助がどの目標を支援することを目指しているを見なすかを前もって決めておかなければ議論が困難になる。そこで、本稿では、援助受入国の経済発展という目標を支援する援助について考察を行い、その他の援助については最後の節で短い考察を付け加えることにしたい。政策目標によって自助努力が不足する理由も、その状況でとるべき援助のあり方も異なる。本稿は、政策目標が経済発展である場合についてのみ妥当する考察であり、その他の目標についても本稿と同様の考察の手順を踏むべきであることを付記しておきたい。

経済発展は、発展途上国政府が追求する政策目標の1つに過ぎないが、他の政策目標のいくつかと密接な相関関係があることが知られている。例えば、2000年に採択された国連ミレニアム宣言の中に謳われている8つのミレニアム開発目標の第1目標である「極度の貧困と飢餓の撲滅」に関して、貧困の持続的な削減は発展途上国の中長期的な経済発展と高い相関がある。また、第2目標（初等教育の完全普及の達成）、第3目標（ジェンダー平等推進と女性の地位向上）、第4目標（乳幼児死亡率の削減）、第6目標（HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止）、第8目標（開発のためのグローバルなパートナーシップの推進）は、経済発展を促進するための重要な要因に対応しており、経済発展を政策目標として掲げる政府が取り組まなければならない政策課題である。そのため、経済発展を発展途上国の政策上の目標と見なして援助のあり方を考えることは、国連ミレニアム宣言ともある程度整合性があると言ってよいであろう。

そもそも、マクロ経済のレベルで見ると、開発援助が発展途上国の経済発展を促しているというデータに基づいた証拠は希薄である。Boone(1996)は援助が投資を増加させることも貧困層の状況を改善させることもなく、政府の規模を増加させることを示した¹。これに対して、Burnside and Dollar (2000)はガバナンスのよい国々では援助が経済成長を促すが、そうでない国々では効果がないという推計結果を示し²、これに続くいくつかの研究が

¹ Boone(1996)以前の研究については Hansen and Tarp (2000)を参照のこと。

² Svensson(2000a)によれば援助供与国から腐敗の少ない国々（≒ガバナンスのよい国）へ援助が供与され

何らかの条件下で援助はプラスの効果を持ちうることを示した³。けれども、Easterly, Levine and Roodman(2003)、Easterly(2003)、Roodman(2004)、Rajan and Subramanian (2008)らの研究は、援助の有効性を示す既存研究の推計方法やサンプルを少し変更するだけで、援助は統計的にプラスの効果を示さないことを明らかにし、現在ではガバナンスの良し悪しにかかわらず援助の有効性については疑問がもたれている⁴。

ここで、注意しなければならないのは、「自助努力=よいガバナンス」ではないということだ。自助努力とは「特定の政策目標の達成のために」援助受入国の政府が真剣な努力を行うことを指す狭い概念である一方で、ガバナンスはずっと広い概念である。世界銀行のWorld Governance Indicators プロジェクトでは、ガバナンスの概念に、「政府を選び監視し交替させる方式」、「よい政策を決定し執行する政府の能力」、「市民の間の経済的・社会的な相互作用を統治する制度に対する市民と政府による尊重」などが含まれるととらえている。たしかに、この定義に則れば、よいガバナンスをもつ国で自助努力が高いという一般的な傾向は観察されるだろうとは思われる。しかし、たとえガバナンス指標が高くても、当該国の政府が「特定の政策目標」を真剣に追求していなければ、援助を行っても「その目標」の達成は困難であるといえる⁵。したがって、援助すべき国とはよいガバナンスの国ではなく特定の政策目標に向けて自助努力をしている国であると考えられる。

経済発展に対する自助努力の不十分な発展途上国に対する援助のあり方を考えるために、まず本稿の第2節では、発展途上国の自助努力が低い理由を考える。政治家や官僚の行動に関する膨大な既存研究は、彼らが私的な利益を求めて行為を選択するという見方が高い説明力を持つことを示している。特に、発展途上国政府の自助努力の低さを理解するためには、政策を決定し官僚をモニタリングする権限を持つ政治リーダーの動機づけについて検討しなければならない⁶。政治学では政治リーダーがその地位を維持するという政治的サバイバル(political survival)を目指して政策を選択するという見解が有力である。この見解に基づけば、発展途上国政府による特定の政策目標に向けた自助努力が不十分であるのは、その目標の実現が政治リーダーの政治的サバイバルに悪影響をもたらすか、あるいは役に立たないからであるといえることができる。

続いて第3節では、援助の枠組みの中で、援助供与国が自助努力の不十分な政府から自

ている証拠は見られない。

³ 例えば、Hansen and Tarp (2001), Dalgaard and Hansen (2001), Guilamont and Chauvet (2001), Lensik and White (2001), Collier and Dollar (2002)など。

⁴ さらに Brautigam and Knack(2004)、Rajan and Subramanian (2007)は、援助がかえって受入国のガバナンスの状態を悪化させるという推計結果を得ている。また援助は独裁体制の存続を助ける可能性さえある。なぜなら、政府は国民から税金を徴収する場合には応答性を求められるが、援助のように国民に対して応答性が求められない資金が豊富にあれば、国民に対する政治リーダーの交渉力が増し、政策において譲歩する必要性が減少するからである(Brautigam and Knack 2004)。

⁵ 私は、特定の政策目標に向けた自助努力が高い国に対する、その目標の実現を支援する援助は統計的に有意なプラスの効果を示すであろうと考えている。ただし、その自助努力の程度を正確に測定する指標を得ることは困難である。

⁶ 権限の構造上、政治リーダーが強い決意を持って経済発展を推進しようとするならば、政府官僚は政治リーダーのイニシアティブに従わざるを得ない。

自助努力を引き出すことは大変難しいということを述べる。援助供与国側は発展途上国政府内の事項に干渉する強力な権限を持っていないし、援助機関のスタッフにも援助の目標を達成しようという強い私的な動機づけは与えられていない⁷。そのような状況で、自助努力の低い発展途上国の政治家や官僚を特定の政策目標に向けて動機づけることは困難である。特に、援助のスキームによって発展途上国の国内制度の変革を目指すことは際立って困難な試みである。一般に、制度はそれによって影響を受ける社会の諸勢力のパワーバランスによって成立している。援助のコンディショナリティーなどで制度改革を要求しても実質的な効果を期待することはできない。制度改革は既存の政治エリートの権力基盤を変更する可能性があり、その場合には制度改革は受入国政府に決して受け入れられないだろう。援助のスキームの中で実現できることは限られていることを認識し、援助のための資源を浪費しないことが求められる。

第4節では、そのような援助の限界の下で、自助努力が不十分な国に対して経済発展を支援するための援助を行うのであれば、援助を選択するうえで少なくとも5つの条件を考慮するべきであろうことを述べる。それらは、1. 公共財的性質、2. 便益の明白さ、3. プロジェクト評価の容易さ、4. 運営・管理の容易さ、5. 国内政治的な了解のとりやすさ、の5つである。これらの条件が好ましい理由は第4節で詳しく述べる。これらの条件を満たしやすい援助プロジェクトの例は、道路の建設である。

本稿では経済発展を支援する援助について議論を行うが、第5節では自助努力の不十分な国においてもある程度援助の効果を期待できるその他の援助について短い考察を行う。そのような国に対して援助を行う場合には、短期的で効果が明らかな小規模な援助を実施することを提言する。具体的には、草の根支援と緊急援助である。

以下、第2節では自助努力が不十分であることの背景について検討し、第3節では援助の枠組みの中でできることの限界を確認する。その上で、第4節では経済発展に対する自助努力の不十分な国への援助のあり方を提案する。第5節ではその他の援助の可能性について短い考察を行い、第6節で本稿での分析をまとめる。

2. 自助努力が不十分であることの背景

2-1. 政策過程

本稿では、援助受入国の経済発展という政策目標を援助で支援する場合について考察を行うことにした。経済発展を促進するための政府による市場への介入のあり方については多様な見解があるが、経済発展の成否が政府の政策に大きく依存することには異論はないと言ってよからう（例えば Rodrik 1995, 2005 を参照）。最も市場メカニズムを重視する立場の人たちでさえ、財産権の保護、自由の保障、競争の促進などにおいて政府の積極的な政策介入が必要であると考えている。経済発展を促進しようとする発展途上国の政府が政

⁷ 民間企業の従業員が特定のミッションが達成できない場合に、報酬や昇進に悪影響が生じることと比較すること。

策の決定・執行に当たって資源（政策能力、資金、技術、情報など）の不足に直面する場合にその不足を補完することで、援助は当該国の経済発展を支援することができる。

経済発展のために政府の政策が重要な役割を果たすならば、次に政府による政策の決定と執行がどのように行われるかを確認すべきであろう。経済発展を促進する政策（以下、経済発展戦略とも呼ぶ）は、適切な政策が政治リーダーによって決定され、政府官僚によって適切に執行されて初めて有効に機能する。しかし、多くの場合、政府は「失敗」し、政策目標にとって最適な政策を決定しないし、仮に決定したとしても適切に執行しないことは、政治経済学の膨大な既存研究によって示されてきた明白な事実と言ってよい⁸。政府が失敗する理由として、第 1 に、政府は政策の効果について完全に予測した上で最適な政策を選択する能力を持っていないし、政策の目的を完全に遂行する能力を持っていない。また政府は政策を決定し執行する上で必要な情報を持っていない。その意味で政府は全知全能(omniscient)ではない。第 2 に、政府は望ましい政策を決定し執行するように動機づけられていない。政策を決定する政治家も、政策を執行する官僚も、政策目標の達成以外の動機を持っている。その意味で政府は博愛的(benevolent)ではない。第 1 は能力・情報の問題に関わり、第 2 は動機づけの問題に関わる。以下では、この 2 つの理由によって、経済発展を促進する適切な政策を決定し執行する発展途上国政府の自助努力が不足することを少し詳しく述べていきたい。

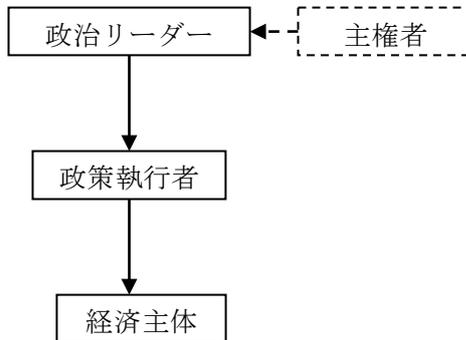
政策は、実質的な政治権力をもつ政治リーダーによって決定される。そして、決定された政策はそれを実施する主体である政府官僚によって執行される。執行された政策は、経済主体の行為に働きかけ⁹、その結果経済パフォーマンスに影響を及ぼす（図 1 参照）¹⁰。政治システムによっては、主権者が政治リーダーとは別に存在する場合がある。例えば、民主主義的な政治システムをとる国では、国民が主権者となっている。なお、主権者は政策の決定という観点から見れば形式的な決定権限しか持っておらず、実質的な決定権限は政治リーダーが握っていることに留意したい。

⁸ 本稿では、政府の 1 つの目的として経済発展に焦点を当てている。政府はこの他にも複数の目標（例えば、所得再分配）を追求している。そのことが、経済発展という 1 つの目標を十分に実現できない重要な理由であることは留意する必要がある。

⁹ 例えば、企業家による価値創造的な企業活動を促進し、労働者の能力向上を促し、資金提供者の投資意欲を高める。

¹⁰ 経済発展は最終的には価値の生産と取引を行う経済主体の行為のあり方に依存することに注意してほしい。

図1 政策の決定と執行の基本的流れ



適切な経済発展戦略が決定され執行され効果を上げるためには、以下の4つの条件が満たされる必要がある。

- 条件1**：実質的な政治権力をもつ政治リーダーが、経済発展を促進する適切な政策を決定する能力を持ち、適切な政策を決定するために必要な情報を得て、かつ経済発展を追求するように動機づけられる。
- 条件2**：政策を執行する政府官僚が、政策に関連する状況や政策の効果を理解し適切に執行できる能力を持ち、必要な情報を入手することができ、かつ適切に執行するように動機づけられる。
- 条件3**：政策によって働きかけを受ける経済主体が、政策の意図する行為を実行する能力と情報を持ち、かつ適切な動機づけを与えられる。
- 条件4**：もし形式的な政治権力をもつ主権者がいて、彼らが経済発展を望むのであれば、経済発展を阻害するような政策を決定したり、官僚による政策の執行を適切にモニタリングしない政治リーダーを評価し罰することができ、かつ彼らが、そのような行為をとる動機づけを与えられる。また彼らが官僚による不適切な政策の執行を察知し、そのような官僚に裁可を与える方法がある。

このうち、条件1と条件2は政府が全知全能であり博愛的であることを要求している。また、条件3は政策による働きかけによって、経済主体が政策の予定する行為をとることを要求している。そして、条件1から条件3を補完する条件として、条件4は主権者が政治リーダー・官僚・経済主体に適切な行為をとるように有効に働きかけることを求めている。

政治リーダーは政策を決定する権限と政策を執行する官僚をモニタリングする権限を持っており、そのため政策の決定・執行に大きな影響力を持つので、政治リーダーの行為の選択にはとりわけ注意を払う必要がある。特に、発展途上国に多く見られる非民主主義的

な国家では、リーダーが経済パフォーマンスに強い影響を与えることが知られている(Jones and Olken 2005)。政治リーダーは様々な動機を持つ。純粋に国民の厚生 of 改善を目指す政治リーダーが存在する可能性を否定はしないが、政治学における政治リーダーによる政策選択に関する多くの既存研究は、政治リーダーが私的な価値の追求を動機として政策を選択していることを示唆している。政治リーダーは、リーダーであることから権力、経済的価値、威信、名誉など様々な私的な価値を得ている¹¹。それぞれの個別価値に与えるウェイトの大きさは個々のリーダーによって異なるであろうが、政治リーダーがこれらの価値を得るためには、政治リーダーの地位に就きその地位を維持することが必要である。そのため、政治リーダーによる政策の選択を考察するうえでは、究極の目的である権力や名声などの私的価値ではなく、それらを得るための手段である政治リーダーとしての地位の維持、すなわち政治的サバイバル(political survival)を目的として行動すると仮定することが分析上の有益な単純化である¹²。あくまでも政治リーダーはリーダーでいる限りにおいて上記のような価値を得ることができるのである。援助の効果を考える際にも、公共選択論の研究が示してきたように(例えば Buchanan and Tullock 1962, Niskanen 1971 などを参照)、政治家そして官僚も他の経済主体と同じように私的な価値を追求する人間であることを前提に議論しなければ、援助の効果を見誤ると考えられる。

政治権力は、あらゆる国家において不平等に分布している。その権力が一人あるいはごく少数の人々に集中している場合に、我々は独裁的 (autocratic) な政治システムと呼ぶ。また、その権力が多数の人々に広く分散している場合に、我々は民主主義的 (democratic) な政治システムという¹³。権力の分布という基準でもこの両極の間に多数の種類があるし、また権力分布のパターン¹⁴や権力の内容¹⁵などその他の基準まで考慮すれば、さらに多数の政治システムの分類が可能である¹⁶。図 2 は、資源輸出が GDP 比 30%以下の国々につ

¹¹ Besley (2006) は政治において再選を求める動機づけを 3 つに分類している。第 1 は、ego rent と呼ばれ、権力や選ばれたという名誉から得られる心理的な満足をさす。第 2 は、material gain で、クローニーに利益を供与したり、賄賂などを得ることによって満たされる。第 3 は、public goods concerns で、政治家が特定の政策に対して持つ選好を実現しようという欲求の充足である。Maskin and Tirole (2004) は、偉大なことを行なった政治家として人びとに記憶されたいという願望を持つと想定している。

¹² アメリカの議員の行動を分析した Mayhew(1974) は政治家が再選を第 1 の目標としておりと見え、ラテンアメリカの政治家を考察の対象とした Geddes(1991) も政治家は政策選好よりも再選を望んでいるとみている。

¹³ 民主主義の定義について諸説あるが、ここでは Schumpeter(1942) の流れに従って、「候補者が自由に競い合い、しかも実際に全ての成人が投票する資格を有している公平で公正な定例の選挙によってその最も有力な決定作成者集団が選出される・・・政治システム」(Huntington 1991) と定義する。この定義には、異議申し立てと参加、言論・出版・集会・結社という市民的・政治的自由が含まれる。

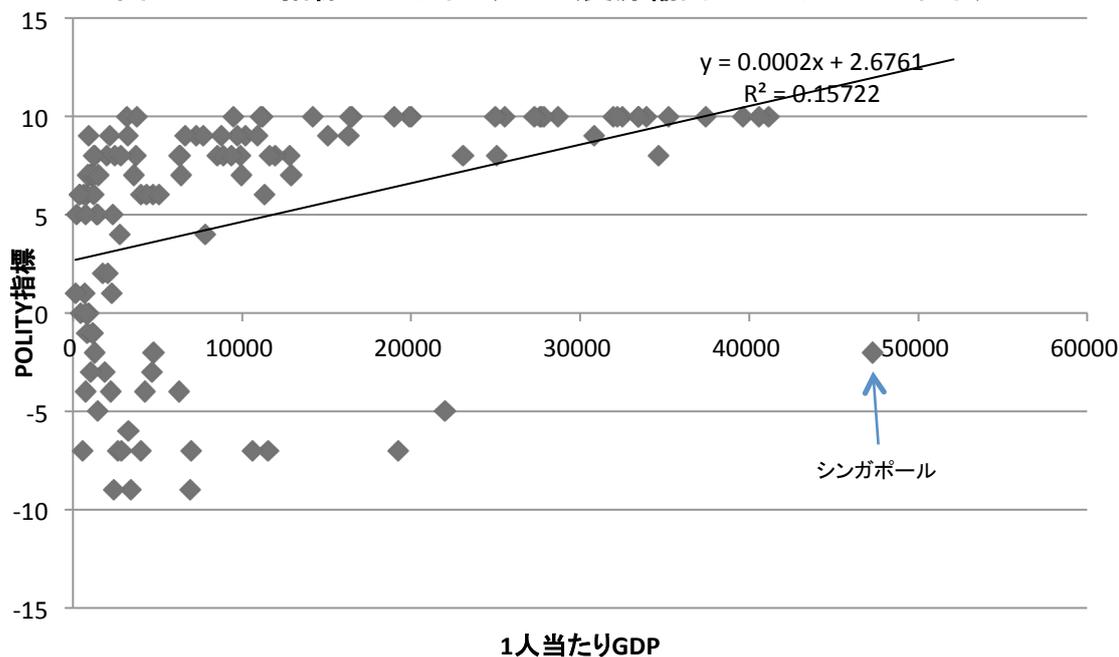
¹⁴ 例えば、どのような社会集団が多くの権力を持つか。

¹⁵ 例えば、誰がどのような政治権力を持つのか。

¹⁶ 政治システムは国民の政治参加の程度から民主的システムと非民主的システムに分けられる。Lin and Stepan(1996) は、多元主義の許容度、イデオロギーの強さ、国民動員の程度、リーダーシップのあり方などの基準によって、非民主的システムを権威主義、全体主義、ポスト全体主義、スルタン主義に分類している。また恒川 (2008) は、主たる政治エリート、価値配分の範囲、反対派に対する許容度、正当化の論理などの基準によって、権威主義体制を個人独裁型、軍事政権型、覇権政党型の 3 つに分類している。本書でいう独裁的政治システムは大雑把に全体主義、スルタン主義、個人独裁型の権威主義に対応している。

いて、1人当たりGDP¹⁷とPOLITYという指標の相関関係を示す散布図である。POLITYはPOLITY IVプロジェクトが作成している指標で、-10から10の間の値をとり、その値が大きいほど、政治システムがより民主主義的であることを示す。図2を見ると、1人当たり所得の低い国々の中にPOLITY指標の値の低い国が多数含まれていることから、援助を受け入れている発展途上国の多くが非民主主義的な政治システムをとっていることがわかる。

図2 POLITY指標と1人当たりGDP(資源輸出がGDP比30%以下)



(著者作成)

Bueno de Mesquita ら (2003) は、国民のうち政治リーダーの選択に影響を及ぼすことのできる人たちを選挙民 (selectorate : 著者訳) と呼んでいる¹⁸。例えば、民主主義国家では一定の要件を満たした有権者 (electorate) が選挙民となる。一方、非民主主義国家では、政治リーダーは多くの資源 (武力、富、権力など) を支配する人々 (例えば、軍・経済界・宗教界・有力部族のリーダーなど) の同意に基づいてその地位を獲得・維持することができる¹⁹。非民主主義国家で政治リーダーになるために支持を得なければならない選挙民の集合は、国によって相当に異なる。

選挙民のうち現リーダーの地位を支える人たちの集合は、政治学では勝利連合 (winning

¹⁷ 1人当たりGDP値は、Heston, Summers and Aten (2011)より得た2009年の一人当たりGDP (2005年 international dollar で実質化) のPPP換算値。

¹⁸ この定義によれば、有権者 (electorate) は制度として確立された選挙で投票する権利を持つ人々であるのに対して、選挙民 (selectorate) は選挙だけでなく、広く政治リーダーを選ぶ権限を持った人々のことをさす。したがって、有権者は選挙民の部分集合である。

¹⁹ 例えば、戦国時代の日本のように群雄割拠の状態にある国では、有力な武将が主要な選挙民となる。

coalition) と呼ばれる。他の潜在的なリーダーの選択肢に比べて十分な見返りが期待できるから、勝利連合のメンバーは現リーダーを支持する。Bueno de Mesquita らによれば、勝利連合の相対的な規模がきわめて小さい政治システムでは、政治リーダーは勝利連合メンバーの支持を得るために彼らに私的財を提供することを優先するので、逆に公共財の供給が低位になる。対照的に勝利連合の相対的な規模が十分大きい政治システムでは公共財の供給が大きくなる。彼らは著書の中でこの仮説と整合的な多くの実証的な推計結果を示している。

一般に非民主主義的な国家では勝利連合メンバーの数が限られているために、政治リーダーは彼らに私的な利益（私的財や政府部門内の職など）を供与することで彼らの支持を取り付けようとする。北朝鮮はこのような政治構造にあると考えてよいだろう。逆に民主主義的な国では、国民の多くの支持を得なければ政治リーダーの地位を獲得し維持することができない。そのため、政治リーダーは多くの人々が便益を共有できる公共財の供給を重視する。

以下では独裁と民主主義という2つの両極端の政治システムについて、適切な経済発展戦略が効果を持つための上述の4つの条件について検討し、いくつかの発展途上国で経済発展に向けた自助努力が不足している理由を検討したい。

2-2. 独裁的政治システム

独裁国家においては政治権力が少数の人々に集中している。この人々をまとめて独裁者と呼ぼう。条件1（政策の決定）に関して、独裁国家で経済発展のための自助努力が不十分となる理由として、経済発展が独裁者の地位を危うくするために独裁者が経済発展を望まない場合があることが挙げられる。この考え方によれば、経済発展に伴って生まれる経済エリートが政敵になったりあるいは政敵を支援したりして、独裁者への対抗勢力となる可能性があるため、独裁者は経済発展を望まないという(Acemoglu and Robinson 2006)。

経済発展を促進する政策（例えば、インフラの整備、教育水準の向上、公衆衛生の改善、情報へのアクセス）が独裁者の地位を脅かす可能性を持つために、独裁者は経済発展を促進する政策を望まないという見方もある（Bueno de Mesquita 2007などを参照）。例えば、経済発展を促進する識字率や教育水準を向上させる政策が人々の政治意識を高め反政府運動が高まることを恐れるために、そのような政策をとらない可能性がある。情報インフラの整備は、国民が反体制的な思想に触れる機会を増やすとともに、反政府運動の組織化を容易にするため、多くの独裁国家は情報へのアクセスを制限する。また、交通インフラの整備は反政府運動の活動を効率化するため、独裁者はその整備を怠ることがある。Hoff and Stiglitz (2000)によれば、ジンバブエのムガベ大統領は反政府グループの活動を妨害するために意図的に道路の建設を怠ったと言う。

政府が経済発展戦略をとらなくても、徐々に経済発展が進めば国民の教育水準や情報へのアクセスが高まって国民の政治意識が高揚し、独裁者に対する脅威となるかもしれない。

そのことを恐れて、独裁者が経済発展を意図的に妨げる可能性もある。また、経済発展に伴って増加する中間層が中心になって民主化運動が強まることを恐れ、独裁者が経済発展を妨害する可能性もある。

一方で、独裁者は勝利連合メンバーから支持を取り付けるために、彼らに私的財の分配を行わなければならない。経済が発展しなくても天然資源輸出からの収入や政府借入れなどを利用して勝利連合メンバーに私的財が提供できる場合には、独裁者が政治的サバイバルのために経済発展を望む理由は少ない。政府開発援助も独裁者による勝利連合メンバーへの私的財の分配に用いられる可能性があり、その意味で独裁政権の延命に援助が利用されるおそれもある。

また、Bueno de Mesquita ら (2003) は、独裁者にとって政策を執行する官僚 (の一部) を勝利連合に組み入れる必要があり、そのため彼らへの褒賞の一部として独裁者は政府官僚の腐敗を看過すると述べている。彼らはクロスカントリー分析でその仮説と整合的な推計結果を示している。

しかし、天然資源の輸出や政府借入れのような収入源が期待できない場合に、経済発展を促進することがリーダー自身の政治的サバイバルという目的と整合的になる可能性がある。明治維新後の日本の政治リーダーは欧米列強からの脅威に直面し、富国強兵が彼ら自身の政治的サバイバルにとって重要な政策目標となった。また、Jones (1981) はヨーロッパ経済史に基づき、経済発展促進的な政策をとる他国に国内の企業家が容易に移住してしまう場合にも、政治リーダーは経済発展促進的な政策をとろうとしたという²⁰。

さらに、単純に独裁者自身が贅沢な生活を営むためにも、独裁者の地位を支える勝利連合メンバーに私的財をばら撒くためにも、独裁者は国民から多くの経済資源を収奪する必要があり、そのために経済発展を望むという考え方もある (Olson 1993, McGuire and Olson 1996, Przeworski et al. 2000)。

最後にあまりに低い生活水準に苦しむ国民が多ければ独裁者に対する不満が蓄積して大きな反政府運動を引き起こす可能性がある²¹。そのため、貧困層の不満を和らげるために独裁者は経済発展を望むかもしれない。

以上から明らかになったように、独裁者が経済発展を望む場合とそうでない場合がありうるので、以下では 2 つの場合を分けて、条件 1 から条件 3 を検討してみよう。

2-2-1 独裁者が経済発展を望まない場合

まず、条件 1 (政策の決定) について、独裁者が経済発展を望まない場合には、もちろん

²⁰ また他国からの侵略の脅威が大きい場合には、防衛や戦争のための資金を得るために、経済発展を促すことが政治的サバイバルと整合性を持つ可能性がある。すなわち、国家間の侵略が起きやすい時代や地域においては、独裁者が他国からの侵略に対して自分の地位を守るために、軍事力を増強しなければならない。しかし、軍事力の増強のためには経済資源が必要であり、この資源を獲得するために独裁者は国内経済が発展することを望むであろう。ただ、現代ではその可能性は小さいと言ってよいだろう。

²¹ 但し、革命は貧困状態からある程度豊かになってきた時に起きる傾向があることが知られている (Oberschall 1978 を参照)。そのため、この考え方はあまり支持されていない。

ん独裁者自身は経済発展を促進するような政策を決定しないし、経済発展を阻害するような政策をとることもある。例えば、(一部の)国民向けの教育支出を削減したり、情報へのアクセスを制限したり、インフラを整備しなかったりする²²。

条件 2 (政策の執行) について、独裁者が経済発展を望まない場合、政府官僚が経済発展促進的な政策を執行する可能性は低いだろう。独裁国家の官僚に対しては、独裁者の意向に沿うことに報酬が与えられ、背くことに罰が課されるようなインセンティブ構造が構築されるため、官僚レベルで経済発展促進的な政策が実行されるとは考えにくい。したがって、独裁者が経済発展を望まない場合に、経済発展を促進するような政策がその国でとられる可能性は低いといえよう。

次に条件 3 (政策の効果) について、政府によって経済発展を制限する政策がとられる場合には、企業活動が活発化することは望めない。各企業家は、独裁者による処罰や没収を免れる限りにおいて小規模な企業活動を積極的に行う可能性があるが²³、大規模な企業活動は経済発展を望まない独裁者に知られるところとなり、何らかの罰を受ける可能性が生じる。野心的な企業家にとっては、むしろ独裁者の庇護を受けることに努力を払う方がリターンは大きいであろう。その結果、全般的な企業活動は停滞し経済発展は進展しない。

2-2-2. 独裁者が経済発展を望む場合 I

次に、独裁者が何らかの理由で経済発展を促進したいと望む場合を考えよう。この場合、独裁者は経済発展を促進するための政策について探求し、望ましい政策を決定し、それを官僚に執行させようというインセンティブを持つ。ただし、独裁者が経済発展を望むとしても、勝利連合の規模によって独裁者がとる政策のあり方は異なる。勝利連合がある程度大きい場合と勝利連合が小さい場合とを分けて考えてみよう。2-2-2 では、まず勝利連合が大きい場合を考えよう。

まず条件 1 (政策の決定) に関して、国内に天然資源が少なく、援助も政府借入れも勝利連合メンバーへの私的財の提供には十分ではないために、経済発展を促進する以外に政治的サバイバルを実現できない場合に、独裁者が経済発展を望む可能性がある。上記のように明治維新後の日本や、韓国、台湾、シンガポールなどいくつかの開発独裁国家はこのような状況にあり、政治的サバイバルのために経済発展を追求することが政治リーダーにとって望ましいものであったと考えられる。そのような独裁者は経済発展のための適切な政策について探求し、そのような政策を決定するインセンティブを持つ。

しかし、条件 1 は経済発展戦略を決定するための能力と情報も求めている。独裁政府内の限られた数の政治エリートで政策を策定する能力は限定的である。この段階で独裁者が、情報の欠如や理解の不足、あるいは政策を歪めようとする他者からの働きかけなどによっ

²² Landes(1998)はいくつかの重要な技術革新で先行した中国が、その後ヨーロッパに遅れた理由として、中国の諸王朝が変化を抑圧し、外部からの技術移入を拒絶したことを挙げている。

²³ Haber (2006)はそのような産業の例として、職人工房、小規模農業、小規模流通業、専門的なサービス産業などを挙げている。

て、経済発展を促進する適切な政策を選択することが妨げられる可能性が十分ある。また、民主主義的な政治システムに比べ、独裁的政治システムでは政策をめぐる議論がオープンになされることは少ないため、決定を誤る可能性が相対的に高い。誤った政策が決定された場合には、独裁者の強大な政治権力によって誤った政策が力強く推進され、悲劇的な結果をもたらす可能性がある。1950年代末から60年代初頭にかけて中国において毛沢東によって推進された大躍進は、自然災害が重なったこともあり、1500万人から4000万人の餓死者を出したと推計されている（天児 1999）。

次に条件2（政策の執行）について考えよう。仮に独裁者が経済発展のために適切な政策を決定したとしよう。あらゆる政策には細部において現場の官僚の判断を必要とする裁量の余地が残される。公共選択論が主張するように、裁量権をもつ政府官僚が、経済発展を推進しようとする独裁者の意思に反して私的価値を追求する可能性がある。ただ、民主主義的な政治システムの下では官僚の不適切な行為に対する抑止力が弱いのにに対して、独裁的な政治システムの下では独裁者は強力な権限によって容易に腐敗した官僚を処罰することができる²⁴。したがって、独裁者が経済発展を強く望むのならば、民主主義的な政治システムより独裁的な政治システムの方が、むしろ官僚の腐敗の余地は小さいかもしれない。シンガポールの官僚が腐敗が少なく非常に効率的であったのは、そのような理由によるものと考えられる。また、独裁的な政治システムの下では独裁者に権力が集中するため、政策を執行する政府内の諸機関あるいは利害関係者の間の政策の整合性もとりやすい²⁵。

官僚が独裁者によって決定された政策を正しく執行しようとする場合でさえ、官僚は政策の執行における裁量の範囲内で正しい決定を行うための十分な能力を必ずしも持たないし、判断のために必要な情報を得ることができない。発展途上国では政治リーダーが支持を得るために、政府内の雇用を支持者への利益のばら撒きの手段として利用している場合もあり、先進国のように能力と適性によって官僚が採用されていないことも問題である。さらに、第3節で述べるように、ただでさえ不足しがちな発展途上国政府内の有能な人材が国際援助機関によって引き抜かれ、政府内の人材不足が一層深刻化しているという。

条件3（政策の効果）について、仮に適切に決定された経済発展戦略を官僚が適切に執行しても、所期の効果を必ずしも上げられない可能性がある。その理由として、政策によって働きかけを受ける経済主体が、情報の非対称性や立証不可能性のもとで、政策が予定する行為ではなく、自己の利益を最大化するための行為を選択する可能性が十分ある。

そして、経済主体によるそのような1つ1つの機会主義的行為を官僚がモニタリングすることはコストの高い行為であるので不十分にしか行われぬ。また、官僚の側でも経済主体の機会主義的行為を発見し罰することによって、彼らの私的な報酬は通常は増加しないので、経済主体に政策の意図する行為を強制させるインセンティブは官僚にとって小さ

²⁴ 独裁国家ではなく覇権政党型の権威主義体制の例になるが、中国では、2000年に共産党のリーダーの1人にまで上り詰めた成某が収賄罪などで死刑を執行されている。また、2001年度だけで20120人の公務員が死刑を含む刑罰に処され、175364人が行政処分に処せられている(王 2003)。

²⁵ それに対し、民主主義的な政治システムでは政府内の各機関の利害が衝突して調整が難しい。

い。

2-2-3. 独裁者が経済発展を望む場合 II

次に勝利連合が小さい場合を考えてみよう。条件 1（政策の決定）に関して、独裁者は自らと勝利連合メンバーが得られる私的財を増加させるような形で、かつ独裁者の権力基盤を脅かさないような形で経済発展を推進しようとするであろう。その手段として、しばしば独裁者は勝利連合のメンバーに政府部門のポストを与えたり、一部の企業家に対して特権を与えたりして、その見返りに独裁者に対する忠誠と経済資源の提供を要求する。独裁者から与えられた特権によって市場での競争が抑えられ高い経済的利益を上げられるため、特権を得る企業家にとっては独裁者と取引することが有利であると言えよう。

政治リーダーと一部の人々との補完関係が極端な程度にまで高まったのがクローニズム (cronyism) である。上述のように、クローニズムでは、政治リーダーと補完関係を持つ人々が政府や公企業の要職を得たり、政府からの受注を受けたり、あるいはビジネス上の保護を受けたりする。Faccio(2006)は多くの国々で政治的なコネクションを持つ企業の存在が広く見られ、政治家が取締役に加わっている企業の価値は他企業に比べ有意に高いことを示している²⁶。資金、原材料、電気・ガス・上下水道などのインフラ系サービス、土地などの企業活動に有用な資源も、そのような特権企業に優先的に配分されるため、経済発展にとって最適な資源配分が阻害される。

しかし、クローニズムの下では、特権を得た企業はよりよい製品をより低いコストで生産することによって利益を拡大することができるので、企業には生産性を高めるインセンティブが存在し、一定の範囲で経済発展が促進される可能性がある。Habor, Razo and Maurers (2003)は、20 世紀はじめメキシコのディアズ政権下において、特権を与えられた一部の企業による活発な企業活動によって、多くの産業で高成長が実現されたことを明らかにしている。一方で、市場競争が活発な経済に比べると、企業が特権に守られ競争に曝されていないため、彼らが生産性向上に努力を払うインセンティブは相対的に小さく、中長期的には経済発展は持続しない。

2-2-4. 国民によるモニタリング

最後に、独裁国家における条件 4（国民のモニタリング）について考えたい。独裁的な政治システムの下では、一般にマスメディアによる報道の自由やインターネットなどの情報源へのアクセスが制限されるために、人々が政治リーダーや官僚の活動を評価したり、政治体制の変更を引き出すような抗議活動を組織化することが難しい。Ahrend (2000)、Brunetti and Weber (2003) は報道の自由 (free press) の程度が低いと政府の腐敗が深刻化することを、また Djankov et al. (2003) は政府が新聞社を所有していると腐敗が多いこ

²⁶ Fisman (2001)は、インドネシアにおいて前スハルト大統領の健康不安の噂が流れた時に、スハルトと関係の深かった企業の株価が他企業よりも大きく下がったことを示し、政治的関係が一部の特権的企業を有利にしている可能性を統計的に明らかにした。

とを示している。また、独裁的な政治システムでは、しばしば独裁者の親衛部隊や秘密警察が組織され、反政府的な活動が厳しく弾圧されるため、国民による積極的な政府のモニタリングは極めて困難である。

以上見てきたように、独裁的な政治システムの下では、独裁者の政治的サバイバルと経済発展が整合的でない場合には、独裁者は経済発展を推進するように強く動機づけられておらず、その場合には経済発展に対する政府の自助努力も低位になる。そのため、独裁的な政治システムをとる多くの発展途上国では、政府によって適切な経済発展戦略が決定され効果的に執行されることは期待できない。実証研究も独裁的な政治システムは財産権保護の程度が低く(Clague, Keefer, Knack and Olson 1996, 1997)、公共財の供給が少ない(Lake and Baum 2001)ことを明らかにしている。

2-3. 民主主義的な政治システム

2-3-1. 政策の決定

続いて、民主主義的な政治システムにおいて、経済発展を促進する適切な政策が決定され、執行されるかを考えてみたい。民主主義的政治システムでは政治権力は分割され、選挙で選ばれた代表者で構成される議会で立法が行われる。議会で成立した法律に基づいて政策を執行する執政府は、大統領制では国民の直接選挙によって選ばれた大統領が、議会制民主主義においては議会によって選出された首相が統括する。政治・行政システムは細部において国ごとに異なるが、いずれの国においても主権者である国民の決定権限は形式的なものであり、実際の法律や政策の決定は、実質的な政治権力をもつ議会の議員や議会に対して強力な権力を持つ大統領などによって行われる。とはいえ、形式的な主権者である多数の国民の選好に極端に背くような政策を決定すれば、議員や大統領は選挙を通して地位を失う脅威に曝されているという点で独裁的な政治システムとは異なる。

Bueno de Mesquita ら(2003)によれば、民主主義的な政治システムの政治リーダーは、政治的サバイバルのために多くの国民の支持を得る必要がある。支持を得るために多数の国民に私的財をばら撒くことは難しい。そのため、民主主義的な政治システムでは政府は多くの人々が共有して便益を享受できる公共財の供給を行う傾向が見られる。したがって、独裁的な政治システムに比べれば、財産権の保護、自由の保障、教育水準の向上、保健衛生状況の改善、インフラの整備など経済発展促進的な政策をとる可能性が高まる。また、多くの発展途上国においては、経済的な困窮からの脱却が主権者である多くの国民の喫緊の願望であるため、民主主義的な政治システムの下で再選を追求する政治リーダーは、少なくとも政治課題の「一つとして」経済発展を掲げなければならないであろう。

しかし、選挙制度は政治リーダーを選ぶ制度としては、極めて欠陥の多い制度である。政治家は政治的サバイバル(再選)のために、次の選挙における票と、集票可能性を高める政治資金を必要とする。そのため、政治家は票を集める支援団体や、政治資金を提供する企業や利益団体に依存せざるをえない。こうした企業や利益団体は、政治家に対する支

援の見返りに、政策の決定・執行における自分たちに有利な措置を求める。また支援団体のメンバーに対しては政治家から私的財の提供も行われることもある。岩井(1990)は、1980年代に若手自民党議員が月に26.5回の葬式、9.6回の結婚式、数多くの会合や宴会に出席していることを報告した。Ramseyer and Rosenbluth (1993)は、自民党議員はその他にも様々な無料のサービスを支持者に提供していると述べ、そのようなサービスには支持者の子弟の就学や就職の世話、支持者の借金の保証、事業の口利き、紛争の仲裁、小さな法律違反のみ消しの手助けなどが含まれるという。岩井(1990)によれば、自民党国会議員は年平均1億2000万円をこうした活動に費やしていたという。

企業は政策の決定や執行に対して特に大きな影響力を持つと考えられている。なぜなら、企業は富を持つために政治家や官僚に金銭の提供を行うことができるし、選挙の際に企業のメンバーを動員することも可能である²⁷。また経済政策の策定・執行に当たって、企業は政治家と官僚に必要な情報を提供することができる。さらに、選挙時の経済状況が悪いと有権者は現政権に対して批判的な投票行動をとるために、政治リーダーは主要な経済活動を担い、多くの人々を雇用する企業を支援することが自らの政治的サバイバルと整合性を持つことが多い。そのため、政治リーダーは企業の意向を他の利益団体などに比べて重視することが多いという(恒川1994)。

このように、民主主義国家で政治家が政治課題として経済発展を掲げていたとしても、個々の政治家は個人の再選を優先するために、企業や利益団体・支援団体の利害に配慮せざるを得ない。政治家が経済発展については総論で賛成であっても、政策の各論において個別の政治家を支援する企業や利益団体の利害によって政策が歪められ、経済発展戦略は一貫性や推進力を失い、有効性が損なわれる。政策が多様な企業や利益団体に対してばら撒きのになり、政策間の整合性が失われ、財政支出規模は過大となる傾向は多くの民主主義国で観察される。

政治リーダーに近い一部のグループに有利な政策がとられ、政策で優遇されたグループが得る資源がさらに政治的な働きかけに使われ、再びそのグループに有利な政策が形成・維持されることになる。例えば、優遇措置によって高い利益を得た企業は政治リーダーに対して政治献金などを行い、さらに継続して保護を受けられる。こうした連鎖が続く場合には、一部のグループの既得権益を保護する制度が継続することになる。O'Donnell (1997)は民主主義的な政治システムが十分に確立していない段階を委任民主主義(*delegative democracy*)と呼び、民主主義のための公式の制度と並立して政治的恩顧主義(*clientilism*)のような非公式の制度が広く人々の行動を支配しているという。表面上は民主主義的な政治制度を採用している発展途上国の多くは、この委任民主主義の段階にある²⁸。

²⁷ 柚(1986)は、1986年の総選挙で新日鉄が企業ぐるみで選挙活動に取り組んだ様子を報告している。

²⁸ Linz and Stepan(1996)は民主主義が「街で唯一のゲーム」(もともとはPrzeworski 1991)になっている状況を民主主義的政治システムの定着(*consolidation*)とし、それ以外の状況との区別の重要性を唱えた。またPrzeworski et al. (1995)も「誰も民主主義の諸制度の外での行動をイメージしない時」民主主義が定着するという。

Putnum(1993)はイタリア国内で政治的恩顧主義の性格の強い南部で民主主義的な政治システムがうまく機能しなかったことを明らかにしている。

一方で、民主主義的な政治制度をとる国で、政治リーダーが国民の多数を占める貧困層に支持基盤を置いている場合には、富裕層に対して課税を強化して非富裕層にばら撒く所得再分配政策をとる場合がある。そのような政策がとられる場合には、重い課税によって企業活動が低下し、ばら撒きにより財政赤字が拡大しマクロ経済環境が不安定化することがある。中南米のポピュリスト型政権に顕著に見られるように、非富裕層の幅広い支持を受けることによって政権が存立している場合には、短期的に貧困層にばら撒きの政策、例えば、小規模企業の保護、必需品価格に対する補助、雇用創出などが行われ、長期的な経済成長を阻害することもある。

以上の考察から、民主主義的な政治システムであったとしても、政治リーダーは必ずしも経済発展を追求するように強くは動機づけられていないことが示唆される。

仮に政治リーダーが経済発展を促進する政策を強く望む場合にも、政治リーダーが適切な経済発展戦略を発見し決定できるかどうかについては、独裁的な政治システムと同じように、能力や情報の不足の問題が存在する。ただ、民主主義的な政治システムでは、独裁的な政治システムよりも言論の自由度が大きいため、専門家やメディアによる政府への情報提供やフィードバックがより多く期待できる。また、たくさんの利益団体がそれぞれの利益を追求する過程で多くの情報が開示され議論が戦わされる。こうした過程を通して有効な政策の策定や、必要があれば政策の修正がなされる可能性が高いというメリットを民主主義的な政治システムは持っている。

2-3-2. 政策の執行

次に条件2（政策の執行）について、仮に適切な経済発展戦略が決定されたとしても、適切に政策が執行されるとは限らない。政策を執行する官僚に残された裁量の範囲内で、官僚が適切に政策を執行するための十分な情報や能力を持っていないことによって発生する問題について、独裁的政治システムのところで述べた議論が民主主義的な政治システムでも同様に当てはまる²⁹。例えば、経済発展のためにどの産業を保護したり支援したりすべきかについては、少なくとも当該産業の財・サービスに対する国内外での将来の需要の変化、他国との競争優位の変化、関連技術の変化、政策のインパクトなどを正確に評価する必要があり、膨大な業務をこなさなければならない現場の担当者が必要な情報を収集し適切に分析できるとは考えられない³⁰。Hayek (1945)は計画経済への批判の中で、政府の能力

²⁹ インドで政治家が有権者の支持を得るために政府部門の職を配分することが広く見られる点について、例えば、Chhibber and Nooruddin (2004)などを参照。

³⁰ 例えば、人々がどのような商品が必要しているのかについて、人々は店に行って商品を見たりインターネットや雑誌・チラシなどで商品の情報を見たりするまでは、どのような商品がほしいかについて本人でさえわかっていないことが多く、政府官僚が予測できるはずもない。そのような消費者行動についてはマーケティングの入門書を参照のこと。

や情報の欠如が有効な政策の執行を困難にすると述べている。

また、民主主義的なシステムにおいても、政策上の裁量権を用いて官僚が自らの私的な期待価値を大きくしようとするかもしれない。Niskanen (1971)は官僚が予算の最大化によってスタッフや権限を獲得し、それとともに特権や名声を獲得することを目的として行動すると考えている。Downs (1967)も官僚は利己心によって動機づけられているとみている。

さらには、官僚による腐敗が発生するかもしれない。腐敗の原因に関する膨大な実証研究によれば、腐敗・汚職が起きる可能性は、官僚の裁量権が大きく、官僚の賃金が低く、政府の規模が大きく、政府が不安定であり、また政策の執行が秘密裏に行われる場合に高まる³¹。このような腐敗が発生させる条件は民主主義的な政治システムをとる発展途上国に広く見られる。政策執行上秘密主義がとられることは、形式的な主権者である国民が不十分にしか官僚をモニタリングできないことを意味しており、条件 4 がうまく達成できないことを意味している。

政治家は官僚と接する機会が多く、しばしば官僚より上位の決定権限を保持しているために、国民よりも政治家の方が官僚の行為を規律づけやすい立場にある。けれども、政治家と官僚の間には補完関係が成立する場合がある。例えば、政策の執行において官僚に裁量の余地があるために、政治家は自分が関係する企業や利益団体に有利な形で政策を執行するように官僚に働きかけることがある。また多様な政治課題に対処しなければならず、全ての問題に関して十分な専門知識を獲得することができない政治家に対して、官僚は必要な情報を提供したり、法案の作成などにおいて補助的業務を提供することで、政治家を専門性の面から支援することができる。その対価として、政治家は予算獲得の面で官僚の支援をしたり、官僚が実行したい政策の実現を支持したりする。また昇進や天下りなどの人事面においても、政治家に協力的な官僚を助けたりすることができる。

最後に、民主主義的な政治システムの下では権限が分権化され、政府内の各機関が独立性をもつ傾向がある。経済発展の決定要因の間には補完性が存在するため、個別の政策ツールの間にも補完性が存在する場合がある³²。にもかかわらず、そのような補完性について省庁間の調整が十分に行われず、省庁が独自に政策を決定することによって政策の効果が低下することもあり、政策の適切な執行は妨げられる。

2-3-3. 政策の効果

独裁的な政治システムと同様に、たとえ官僚が望ましい政策を執行する意思を持っていても、情報の非対称性や裁判所での立証不可能性の下で、経済主体が私的利益のために政策を悪用する可能性が民主主義的システムの場合にもある。例えば、研究開発活動を促進

³¹ La Porta et al. (1999)、Triesman (2000)など腐敗の決定要因を探究する一連の実証研究は、その他にも様々な変数（軍の関与、政治的自由、司法システム、宗教、連邦制、貿易の開放度など）が効果をもつことを明らかにしている。腐敗に関する最近の研究については、Kato and Sato (2013)などを参照のこと。

³² 例えば、インフレ率と失業率の間のトレードオフについてのフィリップス曲線、企業数と研究開発活動、補助金と有効需要創出政策などが挙げられる(Kato 2007などを参照)。

する補助金制度において、企業の計上した研究開発費の規模に応じて補助額が決定されるのであれば、企業はそれまで研究開発費に含められていなかった支出のうち研究開発費と主張できる出費については研究開発費に含めるであろう (Mowery 1995)。しかし、それは実際に研究開発活動を活発化することには結びつかない。そして、官僚が経済主体に対して十分なモニタリングを行うインセンティブを持たないために、この問題は深刻化する。

さらに、官僚と企業の間には補完関係が生まれることがある。政策執行における裁量や、法案作成における影響力、許認可や補助金の審査における配慮などにおいて、官僚から有利な措置を受けることと引き換えに、企業は官僚に対して有益な情報を提供したり、政策の実現に協力したりする³³。民主主義的な政治システムの下では、独裁的な政治システムに比べ、経済主体も官僚も公正な裁判を経ずに罰せられる可能性は小さいので、情報の非対称性や裁判所における立証不可能性の下で、私的価値を追求する可能性は高まるであろう。これまで検討した政治家と企業、政治家と官僚の間の補完関係と合わせて、政治家と官僚と企業の三者は補完関係を形成しており、この関係は「鉄の三角同盟」と呼ばれている³⁴。

2-3-4. 国民によるモニタリング

民主主義国家において、主権者である国民一人一人は私的価値の増大を望んでいるのであり、必ずしも経済全体の発展を望んでいるわけではない。経済発展が個人の私的価値を高めると認識される場合にのみ、そのような個人は経済発展を望むであろう。ただ、発展途上国においては多くの人々は経済的な困窮に苦しんでおり、その状況の改善につながると思われる経済発展を支持する国民は多数存在すると思われる。

けれども、仮に国民の多数が経済発展を望んでいたとしても、経済発展促進的な政策を決定しない政治家や、政策を適切に執行しない官僚を国民がモニタリングすることは困難である。第1に、国民と政治家・官僚の間の情報の非対称性の下では、政治家・官僚によって不適切な行為がとられているかどうかに関して国民は十分な情報を持っていないし、その是非を判断する能力・手段も国民には不足している。多くの国民はマスメディアを通して政治家や官僚の行為を断片的にしか知ることができないが、マスメディアが伝える情報は限られている。また情報を得られたとしても、政治家や官僚がとった行為がどのような意味において良いのか悪いのかを国民が正しく判断することは難しく、しばしばマスメディアのとり評価の影響を受けやすい³⁵。

第2に、多くの場合マスメディアは情報を提供することによって金銭的な見返りを受け

³³ また日本では官僚の退官後の天下り先としての役職を企業が提供したりする。

³⁴ このような関係が経済発展にとって望ましいかどうかは明らかではない。政治家が企業の利益実現のために有利な政策を決定し、官僚が企業にとって有利な形で政策を執行する可能性が高まる。そして経済発展のための経済主体間のコーディネーションは取りやすくなり、情報交換も多くなるであろう。一方で、政治家や官僚と関係の強い既存企業や一部の産業が保護されることで、適切な資源配分が損なわれたり、企業間の競争圧力が低下し価値創造的な企業活動の水準を低下させる可能性がある。

³⁵ マスコミュニケーションについての既存研究では、人々はあまりマスメディアの影響を受けないという限定効果論も存在する。池田(2000)を参照のこと。

る民間企業であり、その情報はメディア提供者の利害計算に基づいた取捨選択を受けている。発展途上国ではマスメディアが政府の管理下にあることも多い。マスメディアは政治や行政に関わる情報を得るために政治家や官僚に依存している。そのため、将来の情報提供を拒まれることになりかねないような政治家や官僚に対する敵対的な報道は、一定の条件が整わなければ実行することができない(石川 1990)。またメディア産業は政治家や官僚によって保護されている³⁶。したがって、マスメディアと政治家・官僚はある面では補完関係にあり、国民に対する情報提供も限定的なものにならざるを得ない。

第3に、政治家・官僚によって不適切な行為がとられないようにするための制度作りをするのは彼ら自身である。そのため、そのような制度は作られにくい。政治家・官僚によって法律が作られても効果の薄いザル法であったり³⁷、執行機関が十分な権限や独立性を与えられていなかったり、あるいは執行機関が十分な資源の供給を受けられなかったり、執行機関のスタッフに適切なインセンティブが与えられなかったりするなど、様々な方法で法律が骨抜きにされることがある。

第4に、仮にある人が政治家・官僚・企業の不適切な行為についての情報を得たとしても、その人による政治家・官僚への働きかけ(モニタリングや告発など)は外部性を持ち、そのような働きかけの利益は広く国民に行き渡る。そのため、フリーライダー問題が発生して、国民による働きかけは過少になる。

第5に、国民が政治リーダーを規律づける主たる手段は選挙であるが、国民の投票行動は政治リーダーの行為を正確に表すシグナルに基づいて行なわれない。政治リーダーには、有権者のためになる政策を決定・執行した時に再選の可能性が高まり、そうでない時に落選する可能性が高まる場合に、有権者のためになる政策を決定・執行する動機づけが与えられる。しかし、国民の投票行動はそれ以外の様々なノイズ(例えば、所属する政党、候補者の知名度や容姿、マスコミの作り上げたイメージなど)に影響されるため、有権者のためになる政策を決定・執行しようという動機づけは、選挙制度によって政治リーダーに対して十分に与えられているとは言い難い。

以上見てきたように、民主主義的な政治システムの下であっても適切な経済発展戦略が決定され、効果的に執行されることを期待することは難しいといわざるを得ない。表面上は民主主義的な政治制度がとられていても、実際には民主主義的な手続き以外のチャンネルで政策の決定や執行が左右される発展途上国も多い。その典型例が前述の政治的恩顧主義であり、そのような国では政策を通して支持者への利益供与が行われるため、経済発展に対する自助努力は低位に陥ってしまうのである。

第2節全体の考察から、援助受入国の政府が特定の目標(例えば、経済発展)に対して自助努力が十分でないのは、主として政治リーダーがその目標の達成を強く動機づけられ

³⁶ 例えば、日本では新聞社は再販価格維持制度、テレビ局は電波法に基づく周波数の配分によって、政府から便益を得ている。

³⁷ 岩井(1990)は1970年代までの政治資金規正法が、政治家が法に抵触せずに政治資金を集めうる抜け道を作っていたことを明らかにしている。

ていないからであることが示唆された。政治リーダーはそれぞれが直面する政治制度や国内外の政治経済社会状況を鑑み、自らの政治的サバイバルを高めるような政策を決定・執行しようとする。そのため、政治リーダーの権力基盤を強化する限りにおいてのみ経済発展は追求され、その限りにおいて経済発展を支援する援助は援助受入国に有効に活用されるのである。

3. 援助のスキームの限界

第2節では、政治的決定権限の分布において両極端に位置する独裁的な政治システムと民主主義的な政治システムを取り上げ、経済発展に向けた自助努力が不足する理由を検討した。自助努力が不足するのは、政治リーダーに経済発展を推し進めようという強い動機づけが与えられていないことが根本的な原因である。

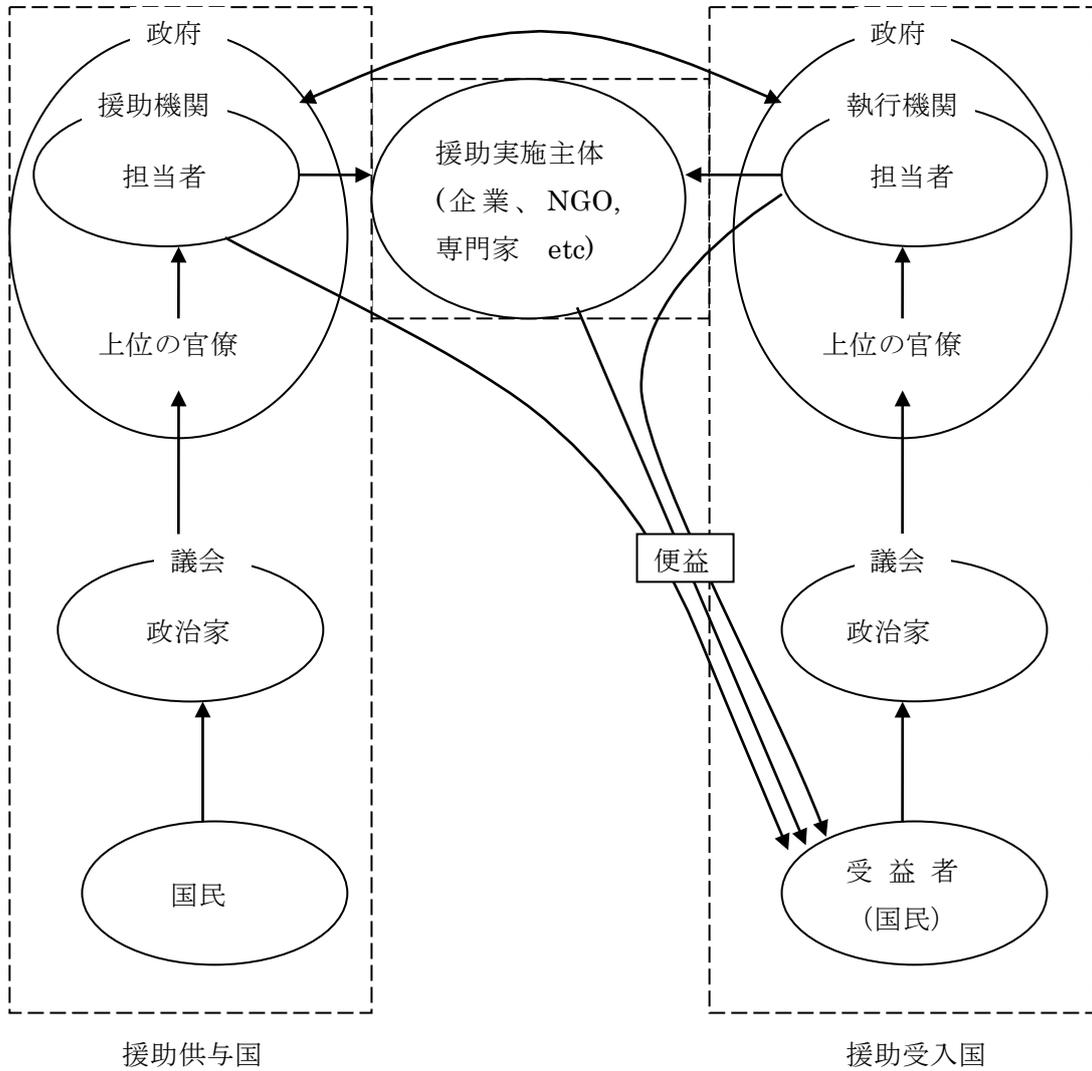
けれども、自助努力が不十分な援助受入国政府に対しても、援助供与国側が働きかけることで自助努力を引き出せるのではないかと考えられるかもしれない。実際、これまでも世界銀行やIMFなどの国際援助機関によって様々なコンディショナリティーが付けられた援助が行なわれてきた。一般に、他者に特定の行為を動機づけるためには、その人がその行為をとらなかつた時にひどい罰が与えられ、その行為をとった時に高い報酬が与えられる仕組みが必要である。しかし、国境を越えて実施される援助のスキームの中で、そのような信頼できる(credible) 仕組みを構築することは困難である。第3節では、そのような援助の限界について考えていきたい。本節では、援助(という1つの政策)に第2節で挙げた条件1から条件4を適用させることで、援助が効果を上げることがいかに困難なものかについて考察していく。

図3は二国間政府開発援助実施の典型的な過程を示してある。図中の矢印は、主たる作用の方向を示している。援助供与国の国民が納めた税金の開発援助への支出を政治家が議会で決定し、それに基づき政府の担当官庁が詳細な使途を決定し、専門の援助機関に委任して開発援助を執行させる。政府間で外交文書が交換され、その交換公文に基づき、援助受入国の担当官庁・受入機関が受け入れの業務と実施の監督を担当する³⁸。援助の実施はしばしば企業や専門家、NGOなどにも委託され、彼らによって受入国の受益者に便益が提供される。援助受入国が民主主義国であれば受益者である国民は議員の選挙を通して政策の選択に影響力を持つことができる³⁹。

³⁸ 西垣・下村・辻(2009)などを参考にしている。

³⁹ この他にも供与国の援助機関がプロジェクトを直接実施したり、プロジェクトを伴わないプログラム借款を行ったり、国際援助機関に援助を委託するケースもある。

図3 二国間援助の基本的な関係図



(著者作成)

3-1. 援助の決定

はじめに、第2節で見た条件1(援助の決定)について、経済発展を支援するための適切な援助を決定することが難しいことを述べる。

政府開発援助は、援助受入国の政府、援助供与国の援助機関、また援助の実施主体、時には政府高官や政治家などによって発案(発掘)される。そして、受入国の関係者や他の援助機関と対話を行いながら、フィージビリティ・スタディを経て、受入国政府からの要請に基づいて供与国政府によって決定される。

経済発展の支援を主目的とする援助に議論を絞ったとしても、途上国の誰をターゲットにどのような援助をするべきかについての決定が適切に行われるためには、援助の決定に

かかわる主体が十分な能力と情報を持ち、また適切な決定を行なうように動機づけられる必要がある。発展途上国側だけでなく、先進国の援助機関や国際援助機関の能力や情報は不足している。経済発展は人々の行う経済活動の総合的な成果であり、その原因から結果に至るメカニズムは経済現象の中で最も複雑である。現在も、また将来にわたっても、経済発展のメカニズムについての我々の知識は、増加しながらも、不完全なままであり続けるであろう。仮に経済発展のメカニズムが理解できたとしても、その分析枠組みに則って特定の発展途上国の現状を正確に把握するための十分な情報を得ることはできない。さらに、どのような援助が当該国の経済発展を支援する上で最も有効かを正確に特定することはさらに一層難しい問題である。しばしば援助供与国は要請主義⁴⁰を採用し、援助の成果に関する実現可能性の検討を十分に行わないまま援助を実施しているケースも見られる。経済発展のメカニズムに関する理解や情報の不足の結果、国際機関や先進国が多くの誤った援助を長期間にわたって実行し、途上国の状況を改善できず、かえって悪化させた可能性が指摘されている(Easterly 2006, Rajan and Subramanian 2007)。

援助の決定には援助受入国の政治リーダーが関与することもある。援助プロジェクトが、受入国の政治リーダーの意向に反するものであれば、その政治リーダーによって援助は阻止される可能性がある(Bueno de Mesquita and Smith 2007)。例えば、援助によって貧困層の所得水準や教育水準が上昇し、政府に対する抗議行動が活発化することを恐れて、政治リーダーは援助を望まないかもしれない。また援助が政治リーダーによる私的な価値の獲得のために利用可能であれば、援助の当初の計画から変更された内容で執行される可能性もある(Adam and O'Connell 1999, Azam and Laffont 2003)。例えば、政治リーダーの支持者のグループに便益が偏って提供されるように援助の内容が歪められるかもしれない。

本稿でこれまで見てきたように、援助受入国の政治リーダーには援助によって現状を改善しようという強い動機づけが必ずしも与えられていない。また後述するように援助供与国側の関係機関は援助を提供せざるをえないという状況にあり、受入国の政治リーダーは受入国の状況が改善されなくても（改善されないからこそ！）援助は継続されるだろうと予測できる。そうであるならば、援助が受入国の政治リーダーの私的な価値獲得の機会を提供する限り、むしろ状況を改善せずに援助を継続させたほうが、受入国の政治リーダーが得られる私的価値が大きくなるであろう。Easterly (2001, 2003)によれば、ケニアは1980年から2000年にかけて同じ大統領の政権下で世界銀行から21の構造調整ローンを受け入れてきたが、構造調整のコンディショナリティーはほとんど満たしてこなかったという。

以上のように、経済発展を支援することを目的とした援助は、決定にかかわる人たちの能力・情報・動機づけの観点から適切な援助が決定されることは必ずしも期待できないといつてよいだろう。

3-2. 援助の執行

⁴⁰ 援助を発展途上国からの要請に基づいて決定・実施すること。

次に、条件 2（援助の執行）について考えよう。援助が援助受入国の政治リーダーの意向に反しない場合には、援助は経済発展と整合的な形で進められるかもしれない。

援助の執行は、供与国の援助機関や受入国の執行機関などによって実施される。援助の執行段階では上位の機関で決定されなかった細部について決定しなければならない。このために、執行に携わるこれらの機関の担当者が十分な能力と情報、そして適切な動機づけを与えられなければならない。

まず、受入国政府の援助執行機関の能力の不足については、多くの観察者によって指摘されている。そもそも発展途上国では人々の教育水準が低く、政府官僚となる潜在的な国民の能力が必ずしも高くない。また政府官僚の採用を、政治リーダーが支持者への私的財の提供の手段として用いることもあり、官僚が適切な能力や適性を備えていない場合もある。

さらに、現在では発展途上国の多くが世界中の国々や国際機関、さらに NGO からの援助を受け、これに対処するために膨大な時間を割かなければならない。Brautigam and Knack(2004)によれば、ガーナでは政府高官が援助供与国への対応(例えば報告書の作成など)に年間 44 週を使わなければならず、自分自身の省庁の仕事さえ満足にできない状況にあるという。また世界中の援助機関が援助プロジェクトの執行のために現地の有能な人材を引き抜き、受入国政府の人材不足が発生している。

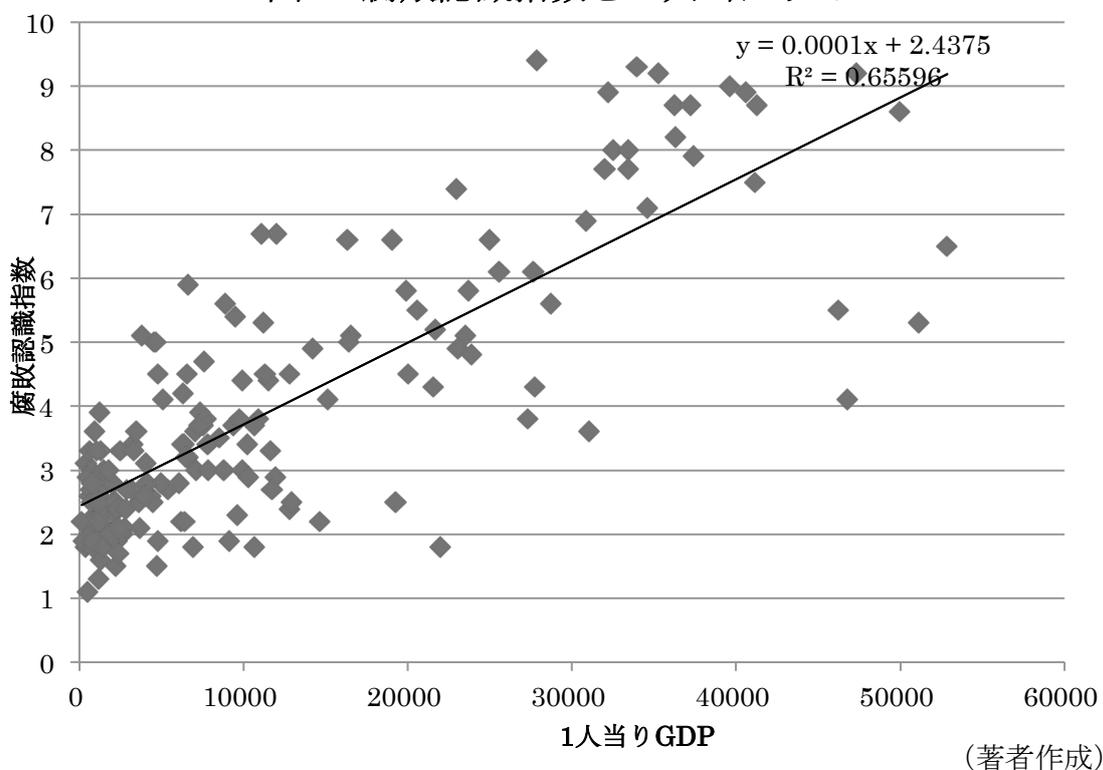
また、援助の執行にかかわる執行機関の担当者が、援助の目的とは反する行為をとる可能性もある。第 1 に、援助執行にかかわる人が援助から私的価値を奪おうとするかもしれない。例えば、援助を民間企業に委託する場合には、政府官僚が受注業者から賄賂を受け取り、その分援助実施のコストが割高になるかもしれない。援助が受益者への物資や金銭の提供である場合には、本来の価値よりも少ない分しか受益者に提供されず、残りを担当者が横領するかもしれない。また受入国の企業に対する開発資金が供与国から受入国の政府系開発金融機関などを通して提供される場合には⁴¹、官僚が貸付金や補助金の割り当ての操作によって受益企業に対して賄賂を要求し、その結果有能であるが公正な企業家に対して必要な資金が届かない可能性がある。第 2 に、援助執行の担当者が単に援助の目的を実現するための最大限の努力を怠るかもしれない。援助機関の担当者は援助の目的が達成されなくても通常は罰を受けないので、強い動機づけが与えられていない。

援助供与国の援助機関はそのような腐敗した官僚（や政治家）が自国からの援助に関わることを避けたいと考えるかもしれない。しかし、供与国の援助機関は受入国の官僚や政治家の質について不完全な情報しか持たないし、受入国側の担当者を選択することはできない。

図 4 は、Transparency International が作成している腐敗認識指数と一人当たり GDP の相関関係を示した散布図である。図 4 から援助が供与される発展途上国の多くが腐敗していると評価されていることが分かる。

⁴¹ 例えば、日本政府によるツーステップローン。

図4 腐敗認識指数と一人当たりGDP



援助受入国での官僚や政治家の腐敗が疑われたとしても、援助供与国側による十分なモニタリングが働き、援助の執行が効果的に行われるかどうかは疑問である。第1に、供与国の援助機関は外国の政治家や官僚の行為に関して捜査の権限や手段を持っていない。例えば、政治家や官僚による不正の疑いがあったとしても、逮捕して取り調べたり処罰する権限を持っていない。国内であれば裁判所が契約を強制することができるが、援助を不適切に執行した受入国の官僚や政治家に援助供与国側が援助の履行を強制する手段は限定されている。

第2に、援助供与国の援助機関のスタッフに、援助受入国の政治家や官僚の腐敗を正すインセンティブは小さい。彼らは公務員あるいは準公務員であり、援助受入国の不正を見逃したからといって個人的な所得や地位が脅威に曝されるわけではなく、また不正を明らかにしたからといって個人的に褒賞を得るわけでもない。むしろ過去の援助が不適切に使用されていたことを明らかにすれば、そのような援助を行ってきた援助機関自体が援助供与国のマスメディアや国民の非難に曝されるため、それを回避しようとする(Easterly 2003)。さらに、一般に援助はアウトプット(成果)を的確に測定することが難しいために、インプット(援助額)で評価される傾向が生まれる(Martens 2002)。そして援助機関のスタッフの人事考課が援助執行額に基づいて行われるようになると、有益な効果が望めなくても援助を実行しようという誘因が援助機関のスタッフに生まれる。

第3に、援助供与国の援助機関は政府系機関であるために、ある年度の予算が過去の実績に基づいて決定される傾向が強い。その結果、有効に使われる見込みが立たなくても、予算分の援助を実施しようというインセンティブが援助機関に発生する。さらに先進国は国際社会からの政治的な圧力により、また国際社会での影響力の保持・向上のために、経済規模に応じた援助の負担を求められるという状況にあり、援助額は相当な規模になる。このため、援助資金を有効に使うことが難しくなる。

第4に、受入国の政治リーダーが援助から何らかの私的な価値を得ることができ、低開発の問題（例えば、貧困）が解決されない限り援助を受け取ることが期待できるのであれば、低開発の問題を真剣に解決しようとはしない。「開発の成果を上げなければ援助を打ち切ったり減額する」と援助供与国が援助受入国を脅しても、上述のように援助機関が援助を打ち切れない理由が存在していれば、そのような脅しには信頼性(credibility)が失われるという問題が発生する(Svensson 2000b)。また近年は新たな援助国の増加や途上国に援助を行う NGO の増加に伴って、発展途上国に対する援助はますます増加しており、一国から援助を打ち切られても受入国政府にとっての損失は相対的に小さくなっている。さらに援助機関は途上国に多額の資金を貸し付けているために、返済を支援するために援助を打ち切ることができない場合もある。

第5に、援助受入国の政治家は権限の構造上、適切に援助プロジェクトを実施しない官僚を罰する権限を持つが、政治家が適切に官僚をモニタリングすることはあまり期待できない。前述のように、政治家と官僚はしばしば補完関係にあるため、政治家は有権者のために官僚に対して厳格なモニタリングを実行せず、腐敗を看過する傾向がある。

以上の考察から、援助にかかわる官僚やスタッフが適切に援助プロジェクトを執行することを期待するのは難しいと言わざるを得ない。

3-3. 援助の効果

次に、条件3(援助の効果)について考える。実際のプロジェクトや技術協力などの援助では、企業、専門家、NGO などによって実施されることが多い。援助が有効であるためには、援助を実施するこれらの主体が十分な能力と情報を持ち、適切な動機づけを与えられる必要がある。

これらの援助実施主体の中で企業に委託された場合には、企業活動は発展途上国の経済発展ではなく企業利益の最大化を目的としているため、経済発展への貢献という目的とは必ずしも整合的でない決定や行為が選択される可能性がある。例えば、援助によって途上国に供与される物資に高い価格が設定されたり、必要のない物資や途上国にふさわしくない高価な機材が提供されたりするおそれがある。

通常は援助供与国（あるいは受入国）の援助機関が、委託事業の成果を評価することが期待されるが、情報の非対称性や援助の多目的性のために、援助が所期の目的を達成したかどうかの評価は難しい(Murrell 2002)。さらに要請主義をとっている場合、企業が援助受

入国の政治家や官僚に賄賂を支払って援助の要請を援助供与国政府に対して提出させ、事業を受注して利益を得ることさえあるという（朝日新聞「援助」取材班 1985、毎日新聞社会部 1990、草野・ナナウラ 2004）⁴²。

NGO のメンバーは特定の目標（例えば、貧困の削減、環境の改善、民主主義の確立など）を達成したいと強く選好するため、その目的については企業に比べ高い成果を実現できる可能性がある。しかし、NGO は特定の課題の解決を強く志向しているために、途上国の現状には厳しすぎる環境規制を要求したり、あるいは民主主義を実現するために選挙に過度に介入したりすることがあるという（Murrell 2002）。本稿では、経済発展を支援する援助について検討しているので、NGO を通じた小規模な援助については第 5 節で改めて述べることにする。

1980 年代以前に主流であった物的な援助が効果を上げられないことへの反省から、80 年代から政府開発援助に占める制度改革支援プロジェクトの比率が増加し⁴³、移行経済諸国の出現により 90 年代からさらにそのような援助が増加してきた（Martens 2002）。しかし制度改革の援助は社会的な埋め込み（embeddedness）の問題がある（Granovetter 1985）ために実効性が低く、また無形であるために事後評価が困難であり、援助が無駄に終わる可能性が小さくない（Mummert 2002, Rodrik 1996）。

3-4. 潜在的な受益者によるモニタリング

最後に条件 4 について、ここでは国民によるモニタリングを受入国の潜在的受益者によるモニタリングと読み替えて考えてみよう。図 3 で見た援助の流れの中で、「私的な利害の問題として」援助の効果的な執行のために唯一政治家や官僚に働きかける可能性のある主体は援助の潜在的受益者である。しかし、国内で納税の見返りに期待される様々な公共サービスと異なり、援助の潜在的受益者はそもそも援助からある水準の便益を得られたであろうことを認識していない可能性もある。政治家や官僚の不正によって援助からの便益を十分に受け取ることができなかったとしても、潜在的受益者が予定されていた便益の水準を知らなければ、政治家や官僚を非難することは難しい。仮に不正の事実を知ったとしても、援助の効果が広く共有される場合には、フリーライダー問題によって潜在的受益者によるモニタリングは過少にしか行われぬ。

援助の実施に当たっては、少しでも国民によるモニタリングを促すために、潜在的な受益者に向けて彼らを受恩者として援助供与国から受入国援助機関に向けて援助が提供されることを告知すべきである。上述のフリーライダー問題のため、そのような告知によって受益者による受入国政府に対する働きかけが活発化するとは限らない。しかし、援助ではないが、国内政策についての告知が住民による政府への働きかけを促した例が知られている。例えば、Reinikka and Svensson (2004a) はウガンダ政府による教育補助金について、

⁴² 但し、これらのジャーナリスティックな見解はある程度バイアスを持っていることが予想される。

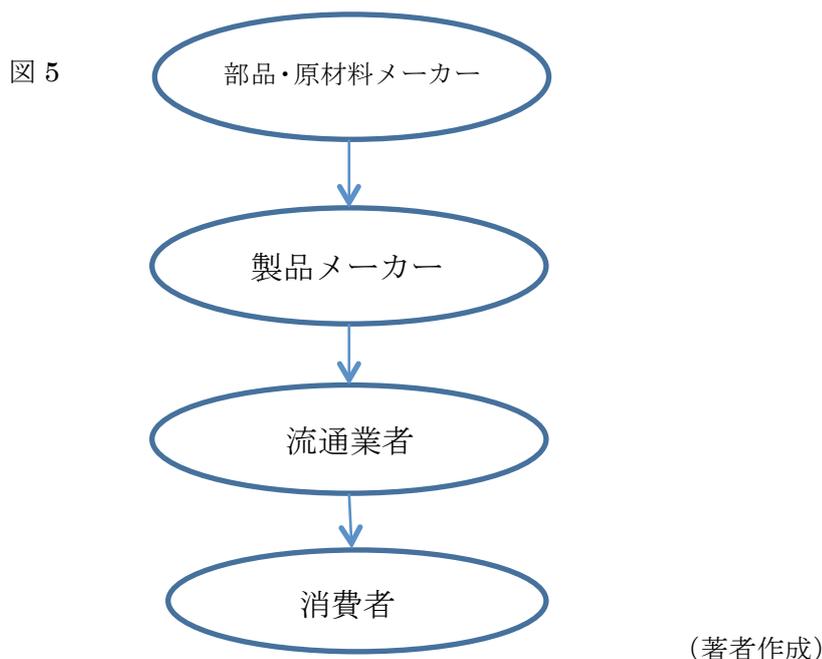
⁴³ 例えば、世界銀行・IMF による構造調整融資。

生活水準が高いコミュニティーにあり政府に対して交渉力を持つ学校では役人による搾取を抑制することができたことを明らかにしている。また、Reinikka and Svensson (2004b) はやはりウガンダにおいて新聞によるキャンペーンが役人による教育支出の中間搾取を抑制する効果を持ったことを示している。

一方、援助供与国の納税者による十分なモニタリングも期待できない。供与国の納税者の一部は、税金が発展途上国の恵まれない人々のために有効に使われることを望むであろう。しかし、援助の成果が納税者の私的な価値に与える効果は十分に大きくないために、援助供与国の納税者が援助の効果をモニタリングし、政府に働きかけをするインセンティブは小さい。

3-5. 援助 vs. 経済的取引

以上第3節で見てきたように、援助の決定・執行・効果・モニタリングの全ての段階で、援助の効果的な実施は困難である。そのことをより鮮明に示すために、援助と民間の経済主体によって行われる経済取引と対比してみよう。以下の図5は財の経済的な取引を簡略化したものである。財は自然界に存在する物質が加工されて部品・原材料となり、さらに加工されたり組み立てられたりして製品となる。製品は、典型的には卸売業者や小売業者などの流通業者を経て、消費者や企業などの最終利用者に購入され使用される。注目すべきなのは、この過程に関わっている全ての主体に、取引から得られる私的な価値を最大化しようとする強い動機づけが存在することである。各主体は取引からの利益を増加させるために、情報の収集と分析を行い、自らの目標の実現のために適切な行為をとろうとし、さらに有用な能力の向上にも努めるのである。



一方で、図 3 の政府開発援助の実施過程に関係する人々は「私的な利害の問題として」、援助の政策的目標が実現されるために必死で奮闘する強い動機づけを与えられていない。図 5 の経済的取引に関わる全ての経済主体が私的な価値を最大化するために奮闘することによって、この取引に関わる人たちが実現する総価値が増加するのに対して⁴⁴、援助から生み出される総価値が最大化されるメカニズムが不在なのである。

Svensson(2005)は、援助のパフォーマンスが国内向け公共政策に比べても一層悪いものになっている援助固有の問題として、本節で見てきたように納税者から受益者までの feedback loop が無いことを指摘している。すなわち、援助の有効な実施のために、関係する各主体が必要な情報の収集・分析を行い、他者に有効な働きかけを行う私的なインセンティブ構造が不在なのである。さらには、援助の関係者が自分の能力を向上させ、適切な行為を選択する動機づけが不十分なのである。そのため、援助の効果的な実施のためには、援助に関わる人々の「善意」に依存せざるをえない。しかし、人間の私的な欲求の追求に比べ善意のエネルギーは小さいというのが現実であり、政府開発援助の決定・執行・実施の各段階で、悪意の有無に関わらず、援助の内容が歪められ、資源が掠め取られ、妥協と怠惰によって効率性が低下し、当初期待された成果が実現されることなく、援助がもたらすはずの価値の一部は消失する。

しかも前述のように援助は本来多目的であるために、援助プロジェクトを客観的に評価することは極めて困難である。例えば、産業振興を目標とした援助プロジェクトがその目標を効果的に達成できなくても、援助担当者は人々の能力の向上とか、マイノリティーの所得の増加といった別の評価基準によって当該援助プロジェクトを肯定的に評価することが容易なのである。その結果、目標の達成に向けた強い動機づけが失われてしまう。

以上の考察から、政治リーダーの政治的サバイバルに役立たないために経済発展に向けた自助努力が不足している国に対しては、援助の枠組みの中で経済発展を有効に支援することは極めて困難であるということができよう。

3-6. 自助努力が不十分な国を援助することの功罪

これまで、国内の特定の政治的状況の下で、政治リーダーの政治的サバイバルにとって経済発展を推進することが有益ではないから、政府による自助努力が不十分になることを述べてきた。そして、援助の枠組みの中で政府の自助努力を引き出すことも困難であることを見てきた。

そのため、自助努力が十分でない国に対して援助を行っても、援助が支援することを目指している目標の達成は難しい。少なくとも、援助の額に比べ成果は低いものとなるであろう。このことから、まず単純に援助供与国の納税者に対する応答性(accountability)の観点で、そのような国への援助は税金の無駄遣いであり、納税者の意思に依拠していないとい

⁴⁴ その詳しいメカニズムについては、加藤 (2012) を参照のこと。

う批判に値する。援助供与国の多くの国民は、援助が発展途上国の中の悲惨な状況で生きる貧困者の生活が改善されるため援助が使われることに同意するであろう。しかし、援助の効果が小さく、場合によっては貧困層ではない人々の給料や賄賂に援助が消えていくことには憤りを感じるであろう。

次に、援助受入国の潜在的受益者に対する応責性の視点から見ても、自助努力が低い国への効果の少ない援助は批判されて然るべきであろう。援助が計画通りに執行されたのであれば援助から一定水準の便益を得られたはずの潜在的受益者が、援助の不適切な執行によって便益を得られなくなるのである。潜在的受益者は援助を受け取る権利を与えられているわけではないが、少なくとも援助の本来の目的からいえば、援助から横領した政治家や官僚と比べれば、援助の便益を享受する正当な権利があると考えすることはできよう。

さらに、上述のように、援助が政治リーダーの勝利連合メンバーに対する利益供与に使われたり、援助資金で国内公共事業を賄うことで浮いた予算を反対勢力の弾圧に用いることができる軍や警察の強化に回したりすることで、国民全体の厚生改善に真剣に取り組まない政府の延命を手助けしてしまう恐れさえある。そして、政治リーダーが援助をそのように自分の利益のために利用できるのであれば、援助をできるだけ長く受け取ろうと考えるために、援助を受けられる条件となる貧困状況や低い所得水準を改善するインセンティブはますます低くなる。また、借款による援助であれば、十分な便益が国民に提供されないにもかかわらず、返済の負担が将来の納税者にのしかかることになる。

本稿では十分に検討をしておこなったが、援助に関する既存研究は援助によって発展途上国内でレントシーキング活動が生まれ、援助受入国政府のガバナンスをむしろ悪化させるという悪影響も指摘されている(Easterly 2006, Rajan and Subramanian 2007)。そして、レントシーキング活動は政治家や官僚に浸透して彼らの倫理観を低下させ、国内の公共政策の質をも悪化させる可能性がある。そのような国では、政府の腐敗によって経済発展だけでなく他の政策目標の実現も困難になるであろう。

4. 自助努力の不足している国への援助

これまで政治リーダーの政治的サバイバルと経済発展が矛盾するために、経済発展に対する自助努力が不足していることを見てきた。そして、援助供与国が援助スキームの中で援助受入国から自助努力を引き出すことは困難であるとの見方を示した。その上で、自助努力が不足している国に対して援助を行うのであるならば、どのような援助を行うべきかを本節で考えていきたい。

本稿では援助の目的は経済発展を支援することであるという前提で議論を進めている。自助努力が不足する国においても、援助がその国の経済発展に資するためには、援助受入国にとって有益であることが明らかで、かつ援助の成果が相対的に容易に評価できる援助に重点を絞るべきであろう。そのためには、援助にかかわる主体の能力・情報・動機づけが適切なものでなければならぬ。その点から、少なくとも以下の 5 つの条件を考慮に入

れることが望ましいと考えられる。

1. 公共財的性質、
2. 便益の明白さ、
3. プロジェクト評価の容易さ、
4. 運営・管理の容易さ、
5. 国内政治的な了解のとりやすさ

以下で、これらの性質について述べる。あわせて、これらの条件を踏まえると、自助努力が不十分な国への援助として道路の建設が有望なプロジェクトの1つであることを述べたい。

まず、第1の公共財的性質であるが、援助の受益者が少なければ経済発展というマクロの現象に与えるインパクトは限定的なものとなる。高度な医療を施す医療施設の供与のような受益者が限られる援助は、マクロの成果へのインパクトは小さい。より多くの人々が共有して用いることができる公共財的性質をもった援助であれば、波及効果が大きい。道路は混雑していなければ多数の人々が共有して用いることができる公共財であり、多くの人々の毎日の活動を助けることができる援助である。

第2の便益の明白さについて、自助努力の不足する国には、援助の便益が明らかに大きい援助を行うべきである。援助は政治リーダーの勝利連合メンバーに対する私的便益の提供に利用される可能性があり、その目的のために便益の少ないプロジェクトでも押し進められるおそれがある。援助プロジェクトに限らず、一般に公共事業の中には便益が明白でないものが多数ある。利用者の少ない鉄道や、飛行機の便数が限られた空港などはそのような例である。鉄道や空港などは利用料金がかかるために利用者が限られてしまうが、道路は多くの人々が移動するために毎日必ず利用するものであり、その利用の程度は事前の調査で容易に予測できるものである。そして、道路は人や物資の輸送という点で経済活動のコストを広く低下させる効果が明らかであり、経済活動を活発化させ経済発展に貢献することが期待できる。さらには、貧困層の行動範囲を広げることで、彼らの就業機会を拡大する効果も期待できる。

第3のプロジェクト評価の容易さについて、援助は上記のように受入国政府の腐敗などによって、プロジェクトの効率的な実施が妨げられるおそれのある資金の流れである。そのため、援助資金が有効に使われるためには、使途の透明性が求められる。技術支援などのように外部者による費用対効果の評価が困難なプロジェクトは、自助努力が足りない国では不適切に援助資金が使用される可能性がある。一方、道路は建設や補修の作業が定型化されており、コストの算定が相対的に容易である。そのため、援助プロジェクトの内容と費用を公開すれば、外部者によって資金が適切に使用されたか評価することが容易である。逆に、このことによって援助関係者の不正が抑制され、援助の効果的な使用を促すことにつながると考えられる。

第4の運営・管理の容易さについて、援助プロジェクトで施設を供与しても、その運営・

管理・維持を自助努力が不十分な援助受入国政府に任せると、当該施設を効果的に活用することができない。そのため、援助受入国の自助努力が低い場合には、日々の運営・管理が必要な鉄道や上下水道などは高い効果を期待できない。一方、道路は建設後にも補修の必要は生じるが、日々の高度な運営が求められない。また、道路は維持・管理が多少不十分であっても、ある程度の経済効果は期待できるというメリットがある。

第5の国内政治的な了解のとりやすさについて、自助努力の不足する国は政治リーダーが経済発展を促進することに消極的な国である。そのため、政治リーダーの権力基盤を脅かすような効果を持つ援助は実施が妨げられたり歪曲されたりしてしまう可能性が高い。受入国の政治リーダーの反対に遭わない援助でなければ実施することさえできないのである。その点で道路の建設は、政治リーダーの支持者が多い地域で実施すれば政治リーダーは支持を強化できると期待できるので、援助受入国政府による反対に遭いにくいと思われる。

経済発展に向けた自助努力が不十分な発展途上国に対しても、以上のような5つの条件を満たす援助であれば、ある程度の効果を期待することができるであろう。

そして、3-4で述べたように、援助の実施に当たっては、潜在的受益者への告知を行うことが望ましいと思われる。前述のように、フリーライダー問題などによって必ずしも潜在的受益者による政府への十分な働きかけを期待できるわけではないが、少なくとも全く情報が与えられなければ潜在的受益者による働きかけは起きない。もし状況が許せば、援助計画の情報を得た潜在的な受益者は援助の公正な実施を政府に働きかけ、政府の腐敗を少しでも抑制することができるかもしれない。たとえ1つの援助プロジェクトでは十分な成果が上げられなくても、多くの援助プロジェクトが告知通りに実施されなければ、政府の応答性に対する信頼に傷がつくので、政治家や官僚は腐敗を少しは抑制するかもしれない。そこで、具体的には、援助プロジェクトの完成時の予想図を描いた記事を関係地域の複数の新聞などに大きく掲載してはどうであろうか。援助が予定通り実施されなければ、受入国の援助受入機関は面目を失うことになるので、若干の規律づけが働く場合もあるかもしれない。

なお、道路は5つの条件によくあてはまると考えられるが、自助努力がある程度は期待できる国であれば、他のインフラと学校施設の整備は援助の候補となろう。それらの援助は、条件1から条件3までを満たす。港湾、鉄道、空港、車両などの交通インフラ、また電気・ガス・水のような産業や生活へのインフラ、そして学校教育に必要な建物や設備などに対する援助などが挙げられる。これらの援助は相対的に評価しやすいものである(Martens 2002)。インフラや学校設備は実際にそこにあることを確認でき、その質をマスメディア、NGO、研究者などの第三者がある程度独立した立場から評価することができ、必要があれば批判をすることができる。また、きちんと整備されれば、これらが経済発展にいくらかのプラスの効果を持つことは明らかである。ただし、これらの援助が有効に活用されるためには、条件4で指摘した受入国政府による運営・管理・維持の

努力が必要となる。そのため、自助努力が著しく低い国々には、これらの援助は行うべきではないと考えられる。

自助努力が不十分な国に対しては、ソフト面での援助は避けるべきである。ソフトな支援は情報の非対称性、検証不可能性、動機づけの困難などにより、非効率な使われ方をしてしまう可能性が小さくない。技術支援は援助受入国で技術を必要とする主体に、援助機関の支援で技術の指導を行うものである。技術支援は、援助の資金が有効に使われたのかについて外部の第三者による評価が困難で事後に批判に曝される可能性が低いいため、プロジェクトの効果は低いものとなりがちである⁴⁵。

ソフト面での援助には、発展途上国の制度改革を目指したものがある。この制度改革はしばしば先進国の制度を途上国の制度（例えば、法体系）の中に組み込む形で実施される。しかし、制度改革を支援する援助は、政治リーダーの権力基盤に影響を与える可能性がある。その場合には、援助受入国に援助を拒否されるか、制度改革は骨抜きにされるだろう。各国にはそれぞれの社会構造があり、それと整合的な制度しか受入国政府には受け入れられない。たとえ制度改革への支援によって法律に新たな文言が書き込まれたとしても、警察や裁判所などの執行機関による実効性のある強制は期待することはできない。さらに、先進国が持ち込む制度は一般に先進国並みに人権を尊重したものであるため、罰則は厳しくなく、公正な裁判を経なければ罰は与えられない。また、発展途上国では警察や裁判制度が十分に機能しないことも多い。そのため、先進国から移転された公式の制度の実効性は低くなるのである（see, e.g., Berkowitz, Pistor and Richard 2003）。O'Donnell (1994, 1997)は、憲法を含む公式の制度とは別に、非公式のルール⁴⁶によって社会は支配されているという。Maravall and Przeworski (2003)は、「法の支配は、政治アクターが…紛争を処理する状況の単に1つの可能な結果にすぎない。」（著者訳）と述べ、先進国である程度実現されている「法の支配」は社会の中の権力の分布の1つの制度的な均衡でしかないと主張している。つまり、法律は社会勢力間のバランスの結果であり、原因ではないのである⁴⁷。

5. その他の援助の可能性

本稿では、経済発展という政策目標に対する援助を例として取り上げて考察を行ってきた。経済発展は人々の経済的な行為の総合的な成果であり、多くの人々の行為・努力のコーディネーションが必要とされるので、現地政府の協力なくして援助が効果を上げることは極めて難しい。そのため、経済発展は、自助努力の低い国への援助によって効果を上げることが極めて困難な政策目標であると言えよう。

中長期的な貧困の削減は経済発展の実現と密接にかかわっており、その上所得の再分配

⁴⁵ 例えば、援助で指導を受けた技術を用いて生産された製品が市場で売れなかったというようなプロジェクトが厳しい批判を受けることなく済まされている。民間企業であれば、担当者は十分なマーケティング調査を怠ったとして社内での評価が低下し、配置や昇進で冷遇されるだろう。

⁴⁶ 例えば、政治的恩顧主義(*clientelism*)が公式の制度と並立することがあるという。

⁴⁷ 関連する研究として、Boix (2003)も、「ある国の憲法的枠組みの変化は民主主義体制の安定にわずかなインパクトしか与えない」と述べている。

という政治的課題に対処しなければならないので、自助努力が不十分な国で援助が効果を上げることは、経済発展に対する援助以上に難しいと言ってよいであろう。特に貧困層向けの再分配を強制するような制度改革（例えば、農地改革や農地への重い課税など）を援助で促進しようとしても抵抗に遭うだけである。援助供与国の援助機関が自らの価値観に基づいて、援助の枠組みの中で援助受入国の社会構造を変更しようとするのは非常に困難な試みだということを認識しておくべきである。

その他の援助に関しても簡単な考察を付しておく。それぞれの援助が支援する政策目標に関して、援助に関係する主体の能力・情報・動機づけを検討し、各主体の動機づけが十分であることが確認できるならば、能力と情報の面で援助によって支援できる可能性が生まれる。そのような観点から、経済発展や貧困の削減というマクロ指標に表れるものでなくても、ミクロの水準で明らかに望ましい成果が得られる援助を実施していくならば、自助努力が不十分な国でも援助はある程度の成果を上げることができるであろう。典型的なものとしては、受益者の状況の改善が明白で、援助供与国側のスタッフの果たす役割の比重が大きく、受入国側の抵抗が少ないものである。具体例としては、望ましい目標を追求する NGO に対する草の根支援が考えられる。官僚とは異なり NGO のスタッフは特定の目標に強い選好をいだき、その目標の達成に強い動機づけを感じる。そのため、プロジェクトの実施に一定程度の適切性・公正性・持続性が期待できる。例えば、スラムの子供たちやマイノリティーに教育を施す NGO に対する必要物資の援助や貧困者向けの病院を運営する NGO に対する薬や機器の支援などが挙げられる。他にも、砂漠化防止のための植林を行う NGO や地雷撤去を行う NGO に対する支援もありうる。これらの NGO の活動は、経済成長や貧困の削減というマクロの成果には直結しないが、一部の人たちの状況を改善するという明白な効果が期待でき、かつ目標の達成に向けて強い動機づけを与えられている人たちによって実施されることが期待できる。

自助努力が足りない国への有効な援助のもう一つの例は緊急援助である。台風や地震などの自然災害や紛争のために一時的に命の危険に曝されている人たちに対して、負傷者の救援や食料・医療など必要な財・サービスの提供を行う援助である。援助供与国の実施者が援助の現場に直接かかわることで、援助の不適切な流用をある程度抑えることも期待できる。こうした緊急援助は明らかに必要であり、受益者に明白な便益をもたらすものである。

以上の草の根支援や緊急援助なども、政治リーダーの反対勢力への支援となる場合には、受入国政府の反対に直面するかもしれない。そうだとした場合、自助努力の足りない国へ援助を行って無駄にするよりは、受入国の潜在的受益者もまた供与国の国民も援助によってもたらされる便益について合意しやすい、草の根支援や緊急援助を供与国は提案し続けることが望ましいと思われる。

なお、本稿ではこれまで取り上げなかったが、援助供与国が自国の国益（安全保障、天然資源の確保、国際社会での地位向上など）のために、特定の国に援助を行うことがある。

米国がエジプトのムバラク政権やパキスタンのムシャラフ政権に対して行ってきた援助は、そのような側面があったであろう。また、中国は資源獲得のためにいくつかのアフリカ諸国に対して援助を実施していると言われている。このような援助は、政治リーダーによる勝利連合メンバーに対する私的財の提供に利用されうるし、援助を公共事業に用いることで浮いた政府予算を軍や警察の増強に回すことができる。その結果、援助受入国政府の延命を助けることになる。援助受入国の政権が国民の厚生を重視していない政権である場合には、受入国の国民の不利益の下に、援助供与国の国民は利益を得ることになる。もし援助供与国の国民がそのような援助を認めなければ、資源価格が高騰したり、安全保障が脅かされたり、国際社会での地位が弱体化したりする可能性も認識しなければならない。

「援助」という言葉は発展途上国の貧しい人々に対する人道的な支援という響きを持っており、国民の厚生を蔑にする独裁政権を支援することは言葉の定義から矛盾があるともいえる。一方で、お金を払って自らの利益を得る「取引」は社会で認められた互恵的な行為でもある。「援助」という偽善的な言葉ではなく、「同盟国支援」とか「互恵的資金供与」というような別の言葉を用いて独裁政権を支援するならば、援助供与国の国民は受容するのであろうか。この観点から援助の功罪を考えるのであれば、独裁政権の下で苦しむ他国の人々にために役立ちたいという善意と、資源価格の高騰や安全保障上の脅威によって被る不利益とを冷静に斟酌しなければならない。

6. 結 語

援助受入国の自助努力が十分でないのは、主として援助が支援を目指している政策目標が当該国の政治リーダーの政治的サバイバルにとって有用でないからである。そのような国に対して援助を実施しても高い効果を期待することはできない。また、援助の枠組みの中で、援助受入国政府から特定の政策目標に対する自助努力を引き出すことも困難である。

自助努力が不十分な国に対する援助は、援助供与国が支援したいと考える目標の達成のために、援助に関係する人々の能力・情報・動機づけの問題が小さい援助に限定して行うべきであろう。経済発展というマクロの成果を目指す援助は、その達成に多くの人々がかわるため、自助努力の不十分な国では有効な目標の達成を期待することは難しい。経済発展を支援する援助としては、1. 公共財的特質、2. 便益の明白さ、3. プロジェクト評価の容易さ、4. 運営・管理の容易さ、5. 国内政治的な了解のとりやすさ、という 5 つの条件を満たすプロジェクトを実施することを提案する。これらの条件によく適合する援助プロジェクトの例としては、道路の建設が挙げられる。

また、自助努力の不十分な国に対するその他の有効な援助としては、援助関係者の能力・情報・動機づけの問題が小さい小規模な援助、特に草の根支援と緊急援助が挙げられる。これらは受益者の便益が明白で、かつ受入国政府の腐敗の影響を受けにくいいため、一定程度の効果を期待できる。一方で、自助努力の不足している発展途上国に対して、プログラム借款や技術支援など成果の評価が難しい援助を行っても成果を上げることは難しいであ

ろう。援助スキームの中でできることの限界を見極め、自助努力が不十分な国に対しては、援助受入国側の関与が少なく腐敗の入り込む余地が限定された援助に絞り込んで実施すべきである。

参考文献

(英文)

- Acemoglu, D., and J.A. Robinson (2006): "Economic Backwardness in Political Perspective." *American Political Science Review*, vol.100(1), pp.115-131.
- Adam, C.S. and S.A. O'Connell (1999): "Aid, Taxation and Development in Sub-Saharan Africa." *Economics and Politics*, vol.11, pp.225-253.
- Ahrend, R. (2000): "Press Freedom, Human Capital and Corruption." typescript. Paris: Delta.
- Azam, J.-P. and J.-J. Laffont (2003): "Contracting for Aid." *Journal of Development Economics*, vol.70, pp.25-58.
- Berkowitz, D., K. Pistor and J.-F. Richard (2003): "Economic Development, Legality, and the Transplant Effect." *European Economic Review*, vol. 47(1), pp. 165-195.
- Besley, T. (2006): *Principled Agents?* Oxford: Oxford University Press.
- Boix, C. (2003): *Democracy and Redistribution*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Boone, P. (1996): "Politics and the Effectiveness of Foreign Aid." *European Economic Review*, vol.40, pp.289-329.
- Brautigam, D.A., and S. Knack (2004): "Foreign Aid, Institutions, and Governance in Sub-Saharan Africa." *Economic Development and Cultural Change*, vol.52(2), pp.255-285.
- Brunetti, A. and B. Weder (2003): "A Free Press is Bad News for Corruption." *Journal of Public Economics*, vol.87(7-8), pp.1801-24.
- Buchanan, J.M. and G. Tullock (1962): *The Calculus of Consent*. Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Bueno de Mesquita, B., and A. Smith (2007): "Foreign Aid and Policy Concessions." *Journal of Conflict Resolution*, vol.51(2), pp.251-284.
- Bueno de Mesquita, B., A. Smith, R.M. Siverson, and J.D. Morrow (2003) : *The Logic of Political Survival*. Cambridge, MA: The MIT Press.
- Burnside, C., and D. Dollar (2000): "Aid, Policies, and Growth." *American Economic Review*, vol.90(4), pp.847-868.
- Chhibber, Pradeep and Irfan Nooruddin (2004): "Do Party Systems Count? The Number of Parties and Government Performance in the Indian States." *Comparative Political Studies*, vol.37(2), pp.152-187.
- Clague, C., P. Keefer, S. Knack and M. Olson (1996): "Property and Contract Rights in Autocracies and Democracies." *Journal of Economic Growth*, vol.1, pp.243-276.
- Clague, C., P. Keefer, S. Knack and M. Olson (1997): "Democracy, Autocracy, and the Institutions Supportive of Economic Growth." in C. Clague, ed., *Institutions and Economic Development: Growth and Governance in Less-Developed and Post-Socialist Countries*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Collier, P., and D. Dollar (2002): "Aid Allocation and Poverty Reduction." *European Economic Review*, vol.46(8), pp.1475-500.
- Dalgaard, C.-J., and H. Hansen (2001): "On Aid, Growth and Good Policies." *Journal of Development Studies*, vol.37(6), pp.17-41.
- Djankov, S., C. Mcliesh, T. Nenova, and A. Shleifer (2003): "Who Owns the Media?" *Journal of Law and Economics*, vol.46, pp.341-381.
- Downs, A. (1967): *Inside Bureaucracy*. Boston, MA: Little, Brown.

- Easterly, W. (2001): *The Elusive Quest for Growth*. Cambridge, Massachusetts: MIT Press.
- Easterly, W. (2003): "Can Foreign Aid Buy Growth?" *Journal of Economic Perspectives*, vol.17(3), pp.23-48.
- Easterly, W. (2006): *The White Man's Burden: Why the West's Efforts to Aid the Rest Have Done So Much Ill and So Little Good*. Oxford University Press.
- Easterly, W., R. Levine, and D. Roodman (2004): "Aid, Policies, and Growth: Comment." *American Economic Review*, vol.94(3), pp.774-780.
- Faccio, M. (2006): "Politically Connected Firms." *American Economic Review*, vol.96(1), pp.369-386.
- Fisman, R. (2001): "Estimating the Value of Political Connections." *American Economic Review*, vol.91(4), pp.1095-1102.
- Geddes, B. (1991): "A Game Theoretic Model of Reform in Latin American Democracies." *American Political Science Review*, vol.85(2), pp.371-92.
- Granovetter, M. (1985): "Economic Action and Social Structure: The Problem of Embeddedness." *American Journal of Sociology*, vol.91, pp.480-510.
- Guilamont, P., and L. Chauvet (2001): "Aid and Performance: A Reassessment." *Journal of Development Studies*, vol.37(6), pp.66-92.
- Haber, S. (2006): "Authoritarian Government." In: B.R. Weingast and D.A. Wittman, eds., *The Oxford Handbook of Political Economy*. New York: Oxford University Press.
- Haber, S., A. Razo, and N. Maurer (2003): *The Politics of Property Rights*. Cambridge University Press.
- Hansen, H., and F. Tarp (2000): "Aid Effectiveness Disputed." *Journal of International Development*, vol.12(3), pp.375-98.
- Hansen, H., and F. Tarp (2001): "Aid and Growth Regressions." *Journal of Development Economics*, vol.64(2), pp.547-70.
- Hayek, F.A. (1945): "The Use of Knowledge in Society." *American Economic Review*, vol.35, pp.519-30.
- Hayek, F.A. (1960): *The Constitution of Liberty*. London: Routledge & Kegan Paul. (邦訳「自由の条件」 気賀健三・古賀勝次郎訳 春秋社 1986年)
- Heston, A., R. Summers and B. Aten (2011): *Penn World Table Version 7.0*. Center for International Comparisons of Production, Income and Prices at the University of Pennsylvania.
- Hoff, K. and J.E. Stiglitz (2001): "Modern Economic Theory and Development." In: G.M. Meier and J.E. Stiglitz, eds., *Frontiers of Development Economics*. Oxford University Press.
- Huntington, S.P. (1991): *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*. University of Oklahoma Press and Scott Meredith Literary Agency, Inc.
- Jones, Benjamin and Benjamin Olken (2005): "Do Leaders Matter? National Leadership and Growth Since World War II." *Quarterly Journal of Economics*, vol.120 (3), pp. 835 -864, August 2005
- Jones, E.L. (1981): *The European Miracle: Environments, Economies, and Geopolitics in the History of Europe and Asia*. Cambridge University Press. (邦訳「ヨーロッパの奇跡」 名古屋大学出版会 2000年)
- Kato, A. (2007): "Supporting Subsidy." *Aoyama Business Review*, vol.29, pp.25-55.
- Kato, A. and T. Sato (2013): "The effect of corruption on the manufacturing sector in India." *Economics of Governance*, DOI:10.1007/s10101-014-0140-y.
- Lake, M., and D. Baum (2001): "The Invisible Hand of Democracy: Political Control and the Provision of Public Services." *Comparative Political Studies*, vol.34, pp.587-621.
- Landes, D. (1998): *The Wealth and Poverty of Nations*. W. W. Norton & Company. (邦訳「強国論」 竹中平蔵訳 三笠書房 2000年)
- La Porta, R., F. Lopez-de-Silanes, A. Shleifer, and R. Vishny (1999): "The Quality of

- Government.” *Journal of Law, Economics, and Organization*, vol.15 (1), pp.222-279.
- Lensik, R., and H. White (2001): “Are There Negative Returns to Aid?” *Journal of Development Studies*, vol.37(6), pp.42-65.
- Linz, J. and A. Stepan (1996): *Problems of Democratic Transition and Consolidation*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Maravall, J.M., and A. Przeworski, eds.(2003): *Democracy and the Rule of Law*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Martens, B. (2002): “Introduction.” In: B. Martens et al., eds., *The Institutional Economics of Foreign Aid*. Cambridge University Press.
- Maskin, E., and J. Tirole (2004): “The Politician and the Judge: Accountability in Government.” *American Economic Review*, vol.94(4), pp.1034-54.
- Mayhew, D. (1974): *Congress: The Electoral Connection*. Yale University Press.
- McGuire, M., and M. Olson (1996): “The Economics of Autocracy and Majority Rule: The Invisible Hand and the Use of Force.” *Journal of Economic Literature*, vol.34(1), pp.72-96.
- Mowery, D. (1995): “The Practice of Technology Policy.” In: P. Stoneman, ed., *Handbook of the Economics of Innovation and Technological Change*. Basil Blackwell Ltd.
- Mummert, U. (2002): “Embedding Externally Induced Institutional Reform.” In: B. Martens et al., eds., *The Institutional Economics of Foreign Aid*. Cambridge University Press.
- Murrell, P. (2002): “The Interaction of Donors, Contractors, and Recipients in Implementing Aid for Institutional reform.” in: Martens et al., eds., *The Institutional Economics of Foreign Aid* (2002). Cambridge University Press.
- Niskanen, W.A. (1971): *Bureaucracy and Representative Government*. Aldine Transaction.
- Oberschall, A. (1978): “Theories of Social Conflict.” *Annual Review of Sociology*, vol.4, pp.291-315.
- O'Donnell, G. (1994): “Delegative Democracy.” *Journal of Democracy*, vol.5(1), pp.55-69.
- O'Donnell, G. (1997): “Illusions about Consolidation.” in L. Diamond, M.F. Plattner, Y. Chu, and H. Tien, eds. *Consolidating the Third Wave Democracies*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Olson, M. (1993): “Dictatorship, Democracy, and Development.” *American Political Science Review*, vol.87, pp.567-576.
- Persson, T., and G. Tabellini (2003): *The Economic Effects of Constitutions*. Cambridge: MIT Press.
- Przeworski, A. (1991): *Democracy and the Market: Political and Economic Reforms in Eastern Europe and Latin America*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Przeworski, A.(1995): *Sustainable Democracy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Przeworski, A., M.E. Alvarez, J.A. Cheibub, F. Limongi (2000): *Democracy and Development*. New York: Cambridge University Press.
- Putnam, R.D. (1993): *Making Democracy Work*. Princeton, NJ: Princeton University Press. (邦訳「哲学する民主主義」 河田潤一訳 NTT出版 2001年)
- Rajan, R., and A. Subramanian (2007): “Does Aid Affect Governance?” *American Economic Review*, vol.97(2), pp.322-327.
- Rajan, R., and A. Subramanian (2008): “Aid and Growth: What Does the Cross Country Evidence Really Show?” *Review of Economics and Statistics*, vol.90(4), pp.643-665.
- Ramseyer, J. and F. Rosenbuth (1993): *Japan's Political Marketplace*, Harvard University Press. (邦訳「日本政治の政治経済学」 弘文堂 1995年)
- Reinikka, R. and J. Svensson (2004a): “Local Capture: Evidence from a Central Government Transfer Program in Uganda.” *Quarterly Journal of Economics*, vol.119, pp.679-705.
- Reinikka, R. and J. Svensson (2004b): “The Power of Information: Evidence form a Newspaper Campaign to Reduce Capture.” *Working Paper, IIES*, Stockholm University.

- Rodrik D. (1995): "Getting Interventions Right: How South Korea and Taiwan Grew Rich." *Economic Policy*, vol.20, pp.55-107.
- Rodrik, D. (1996): "Understanding Economic Policy Reform." *Journal of Economic Literature*, vol.34(1), pp.9-41.
- Rodrik, D. (2005): "Growth Strategies." In P. Aghion and S.N. Durlauf, eds., *Handbook of Economic Growth*, Ch.14. North-Holland.
- Roodman, D. (2004): "The Anarchy of Numbers: Aid, Development, and Cross-country Empirics." *Center for Global Development Working Paper No.32*.
- Schumpeter, J.A. (1942): *Capitalism, Socialism, and Democracy*. New York: Harper.
(邦訳 「資本主義・社会主義・民主主義」 中山伊知郎・東畑精一訳 東洋経済新報社 1995年)
- Svensson, J. (2000a): "Foreign Aid and Rent-Seeking." *Journal of International Economics*, vol.51(2), pp.437-61.
- Svensson, J. (2000b): "When is Foreign Aid Policy Credible? Aid Dependence and Conditionality." *Journal of Development Economics*, vol.61, pp.61-84.
- Svensson, J.(2005): "Absorption Capacity and Disbursement Constraints." A paper prepared for the 2005 AFD-EUDN Conference.
- Triesman, D. (2000): "The Causes of Corruption: A Cross National Study." *Journal of Public Economics*, vol.76, pp.399-457.

(邦文)

- 朝日新聞「援助」取材班 (1985) 「援助途上国ニッポン」 朝日新聞社
- 天児 慧 (1999) 「中華人民共和国史」 岩波新書 岩波書店
- 池田謙一 (2000) 「コミュニケーション」 東京大学出版会
- 石川真澄 (1990) 「メディアー権力への影響力と権力からの影響力」『レヴァイアサン』第7号、木鐸社
- 岩井奉信 (1990) 「政治資金の研究」 日本経済新聞社
- 王 雲海 (2003) 「中国社会と腐敗」 日本評論社
- 加藤篤史 (2012) 「経済発展論」 中央経済社
- 草野洋・K・ナノウラ (2004) 「ODAの闇」 日新報道
- 柚 (そま) 正夫編 (1987) 「日本の総選挙一九八六年」 九州大学出版会
- 恒川恵市 (1994) 「企業と国家」 東京大学出版会
- 西垣 昭・下村恭民・辻 一人 (2009) 「開発援助の経済学」(第四版) 有斐閣
- 毎日新聞社会部ODA取材班 (1990) 「国際援助ビジネス」 亜紀書房